社会環境の変化に伴う新たな政策課題について(仮称) (素案)

平成 29 年 12 月 神奈川県総合計画審議会 計画推進評価部会



目 次

はじ	めに ・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1	章 社会環境の変化 ・・・・・・・・・・	3
1	人口や世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	人や情報の交流をめぐる状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3	くらしを取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
4	経済を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
5	地球環境をめぐる状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第2	章 新たな政策課題 ・・・・・・・・・・・	26
1	新たな政策課題を検討するに当たっての視点・・・・・・・	26
2	対応が望まれる課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
3	政策推進に当たっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
4	今後さらに検討すべき課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65

資料編 (別添)

はじめに

県では「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向け、2015年7月に「かながわグランドデザイン第2期実施計画」を策定しました。

「第2期実施計画」は、2015~2018年度までの4年間に県が取り組む政策を示したものであり、計画の最終年度にあたる2018年度には、政策全般の点検を行い、新たな課題の抽出や政策改善の方向性を整理し、次の計画策定に生かすこととされています。

そこで、本部会では、政策全般の点検を見据え、将来にわたって発展する持続可能な神奈川の実現に向けた、社会環境の変化に伴う新たな政策課題について報告書を取りまとめました。第1章では国内や世界における特徴的な社会環境の変化について分析・検証し、第2章ではそれらの変化から浮き彫りになる新たな政策課題について、県内の現状などを含め、神奈川で対応が望まれる課題と対応方向を、検討に当たっての視点とともに整理したほか、政策推進にあたって留意すべき事項と今後さらに検討すべき課題を提示しました。2018年度に実施する政策全般の点検においては、この部会報告書を参考とするとともに、これまでの政策により「いのち輝くマグネット神奈川」がどれだけ実現できたのか、遅れている部分についてはどのような要因が考えられるのかなどを県庁内でしっかりと議論し、次の時代に向けた政策形成に取り組まれることを期待します。



4年目

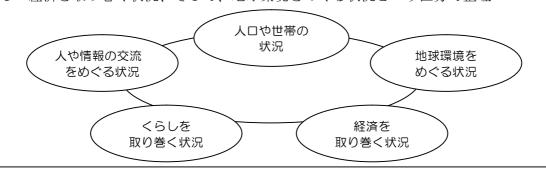
[政策全般の点検]

社会環境の変化を検証したうえで、実施計画に示した政策全般について点検を行い、 新たな課題の抽出や政策改善の方向性の整理を行い、次の計画策定に生かす

<本書の構成>

■社会環境の変化

神奈川に影響を与える可能性のある社会環境の変化について、国内や世界の動きに目を向け、人々の活動の基本となる人口や世帯の状況を起点に、人や情報の交流をめぐる状況、くらし・経済を取り巻く状況、そして、地球環境をめぐる状況という区分で整理





社会環境の変化から浮き彫りになる新たな政策課題を提示 新たな政策課題は、視点、対応が望まれる課題、政策推進に当たっての 留意事項のほか、さらに検討すべき課題として整理

■新たな政策課題

新たな政策課題を検討するに 当たっての視点

持続可能な神奈川の実現に向け、対応が望まれる課題の検討に当たっての視点を、一人一人のいのちを支える健康長寿を出発点に、人の成長を支える人づくり、人がつながる共生社会、持続可能な成長を支える地域経済、これらの活動を支えるまちづくりの順で整理

- 1 いつまでも地域でくらせる健康長寿 社会の実現
- 2 希望を持ち、社会に貢献するあらゆる世代での人づくりの実現
- 3 互いに支え合い、受け入れ合う、共 生社会の実現
- 4 環境と共生する持続可能な地域経済 の実現
- 5 訪れたい、住み続けたい、人を引き つけるまちづくりの実現



視点を 踏まえた 課題整理

対応が望まれる課題

神奈川で対応が望まれる課題について、県内の現状等を含め、「かながわグランドデザイン」の7つの政策分野に沿って整理

- 1 エネルギー・環境
- 2 安全•安心
- 3 産業・労働
- 4 健康•福祉
- 5 教育・子育て
- 6 県民生活
- 7 県土・まちづくり

政策推進に当たっての留意事項

- (1)総合的な視点に立った対応
- (2) 多様な担い手との連携・協働
- (3) 柔軟な発想による政策展開
- (4)国・県・市町村の関係について (県と基礎自治体との関係/県と指定都市と の関係/県と国との関係)

さらに検討すべき課題

(証拠に基づく政策立案/評価のあり方/政策分野・政策体系の検証/財政の制約/県民参加のあり方)

第1章 社会環境の変化

1 人口や世帯の状況

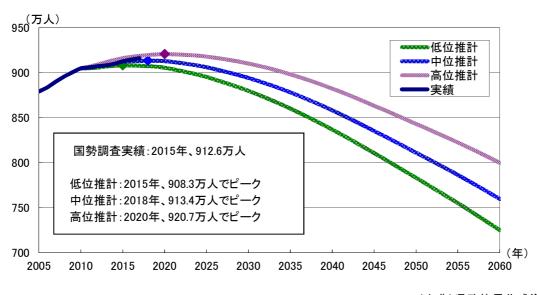
(1) 人口減少社会の到来

現在、世界の人口は約73億人であり、2050年には97億人に達すると見込まれています。 しかし、こうした世界全体の人口増加の中心はアフリカであり、ヨーロッパの人口は減少 していくと予測されています。アジアの人口もまた、現在は増加しているものの、21世紀 後半には減少が始まる可能性があります。

戦後、我が国の総人口は増加を続けてきましたが、1970年代以降人口増加率は低下し、 2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じました。今後も、出生数の減少と死亡数の 増加により、日本の将来推計人口によると、2053年には9,924万人、2065年には8,808 万人に減少すると推計されています。

県では、2014年から死亡者数が出生者数を上回る「自然減」の状態となりましたが、人 口流入などによる「社会増」が続いており、県全体の人口は増加を続けています。しかし、 その伸びは鈍化しており、まもなくピーク¹を迎え、その後は減少に転じると見込まれて います。

【神奈川県の人口の推計】



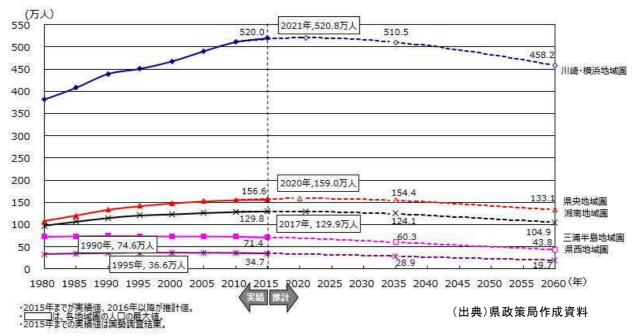
(出典)県政策局作成資料

県の人口を5つの地域政策圏²ごとにみると、三浦半島地域圏と県西地域圏ではすでに 人口減少が始まっており、湘南地域圏もまもなく減少に転じる見込みです。一方、川崎・ 横浜地域圏と県央地域圏は 2020 年頃に人口のピークを迎えると予測されており、地域に よる差が生じています。

現在の推計では 2018 年に 913.4 万人をピークに迎える見込みですが、2017 年 10 月 1 現在の人口は 916.1 万人ですでに推計値を上回って

現代の推計では2010 年に315.4 万人をヒークに姓んる元心のくりが、2011 年 10 万 1 元社の八日は310.1 万八くりでに帰り置き上口といることから、人口推計の見直しが望まれます。
² ①川崎・横浜地域圏 (川崎・横浜の各市域)、②三浦半島地域圏(横須賀、鎌倉、逗子、三浦の各市域、葉山町域)、③県央地域圏(相模原、厚木、大和、海老名、座間、綾瀬の各市域、愛川、清川の各町村域)、④湘南地域圏(平塚、藤沢、茅ケ崎、秦野、伊勢原の各市域寒川、大磯、二宮の各町域)、⑤県西地域圏(小田原、南足柄の各市域、中井、大井、松田、山北、開成、箱根、真鶴、湯河原の各町域)

【神奈川県の地域政策圏別の人口推計(中位推計)】



(2) 少子化の進行

少子化は、多くの先進国が直面している課題です。欧米諸国(フランス、スウェーデン、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア)の合計特殊出生率の推移をみると、1960年代までは、すべての国で2.0以上の水準でしたが、その後、1970年から1980年頃にかけて、全体として低下傾向となりました。しかし、フランスやスウェーデンなど一部の国では1.5~1.6まで低下したものの、1990年頃からは回復傾向にあり、2015年にはフランスが1.92、スウェーデンが1.85となっています。

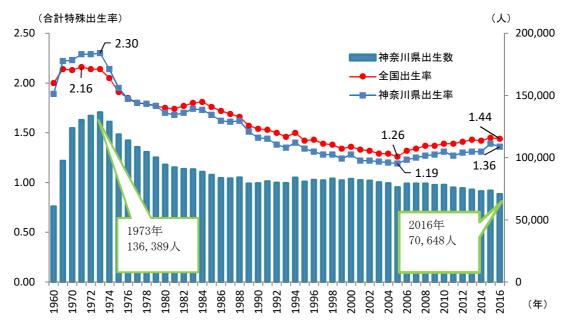
我が国の合計特殊出生率をみると、第一次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、1950年以降急激に低下し、その後は第二次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移し、1975年以降は再び低下傾向となりました。2005年には過去最低である1.26まで落ち込みましたが、近年は微増し、2016年は1.44となっています。

また、出生数も、1947年から1949年の第一次ベビーブーム期には約270万人、1971年から1974年の第二次ベビーブーム期には約210万人でしたが、1975年以降毎年減少し続けてきました。1991年以降は増加と減少を繰り返しつつ緩やかな減少傾向にあり、2016年の出生数は約97.7万人と調査開始以来、初めて100万人を下回りました。

このような少子化の進行は、未婚化や晩婚化、晩婚化に伴う晩産化や夫婦の子ども数の長期的な減少傾向などが背景にあると指摘されています。また、不本意に非正規で働く若者が他の年代に比べて多いことや結婚に対する男女の意識の変化なども関連しているとみられます。

県の合計特殊出生率をみると、1965年から1974年において、全国の合計特殊出生率を上回る2.2台前後で推移していましたが、1975年以降低下傾向となりました。1980年以降、全国を下回って推移し、2005年には過去最低である1.19を記録しました。その後は上昇に転じ、近年では2015年が1.39、2016年が1.36と推移していますが、人口が長期で安定的に維持される人口置換水準(2.07)を大幅に下回っていることなどから、今後も年少人口は減少する見込みです。

【出生数・合計特殊出生率の年次推移(全国・神奈川県)】



(出典) 厚生労働省「人口動態統計」、県保健福祉局「神奈川県衛生統計年報」より県政策局作成

(3) 高齢化の加速

我が国の高齢化率は、1980年代までは欧米先進諸国と比べ低い水準でしたが、その後の急激な高齢化の進展により、2005年には最も高い水準となりました。高齢化率が7%を超えてからその倍の14%に達するまでの所要年数(倍加年数)をみると、フランスが126年、スウェーデンが85年、ドイツが40年であるのに対し、我が国は24年と、世界に例を見ない速度で高齢化が進んでいます。

国の総人口の年齢3区分別人口割合をみると、第2次ベビーブーム期以降の出生数の減少傾向と平均寿命の伸長による高齢者人口の増加により、年少人口(15歳未満)割合が減少し、高齢者人口(65歳以上)の割合が増加しています。1997年以降、高齢者人口が年少人口を上回っており、2016年には年少人口が12.4%、高齢者人口が27.3%となりました。また、15~64歳の生産年齢人口の割合は、1992年をピークに減少しています。

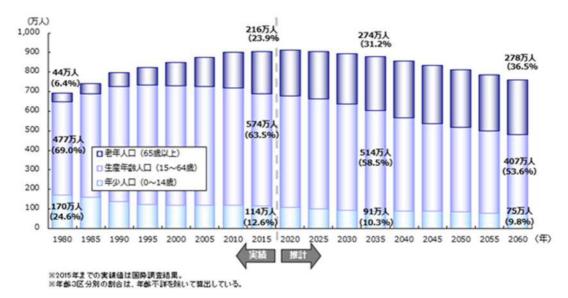
県は、沖縄県、東京都、愛知県に次いで全国で4番目に高齢化率の低い県ですが、高度経済成長期に生産年齢人口の転入超過が続いたことから、その世代の高齢化が進み、全国一、二を争うスピードで高齢化が進んでいます。その結果、2013年には高齢化率が21.7%となり、いわゆる「超高齢社会」に突入しました。

人口が減少する中で高齢者人口は今後も増加することから、2035年には高齢化率が32.8% となり、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者となると推計されています。

県においても、2035年には高齢化率が31.2%に達し、県民の3人に1人が高齢者となると 予測されています。

こうした高齢化の進展は、生産年齢人口の減少による労働者不足や、後期高齢者の増加に 伴う医療・介護の不足、社会保障費の増大など、我が国の社会・経済に大きな影響を及ぼす ことが懸念されています。

【神奈川県の年齢3区分別の人口推計】



(出典)県政策局作成資料

(4)世帯・家族の変化

2015年の国勢調査によると、我が国の世帯数は 5,344 万 8,685 世帯であり、増加が続いています。一般世帯の 1 世帯あたり人員は 2.33 人となっており、1995年以降一貫して減少しています。世帯人員別にみると、世帯人員が 1 人の世帯(単独世帯)が最も多く、一般世帯の 34.6%を占めています。次いで「夫婦と子供から成る世帯」(一般世帯の26.9%)、「夫婦のみ世帯」(同 20.1%)、「ひとり親と子どもから成る世帯」(同 8.9%)となっています。「単独世帯」と「夫婦のみ世帯」が増加を続けている一方、「夫婦と子どもから成る世帯」は減少しています。

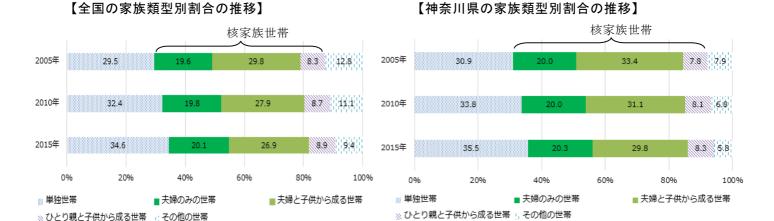
「単独世帯」の世帯人員の年齢をみると、すべての世代で増加していますが、高齢者の増加が目立ちます。特に女性の「単独世帯」では、男性に比べて 70 歳以上で高い割合を占めています。「単独世帯」の高齢者は高齢者人口の 17.7%を占めており、65 歳以上の人の6人に1人が一人ぐらしをしていることになります。

一方、「夫婦と子どもから成る世帯」も、その数が減少すると同時に、小規模化しています。1950年の我が国は、子育て世代である30歳から49歳の人口が1,892万人であったのに対し、子世代である0から19歳の人口は3,846万人となっていました。夫婦と子ども4人という家族構成が平均的な姿であったと考えられます。しかし、1980年になると、30歳から49歳の人口3,640万人に対して、0から19歳の人口は3,578万人とほとんど同数になり、平均して夫婦と子ども2人という家族構成へ変化しています。さらに2010年には、30歳から49歳の人口3,482万人に対して、子世代の人口は2,254万人となり、夫婦一組あたりの子ども数は2人を下回るとともに、単独世帯、夫婦のみ世帯などが増加し、様々な家族形態を形成しています。

神奈川においても単独世帯が増加しており、2015年の国勢調査によると、一般世帯の35.5%を占めています。特に一人ぐらしの高齢者の世帯については、2015年に比べて2035年には約1.6倍と大幅に増加していくことが見込まれます。

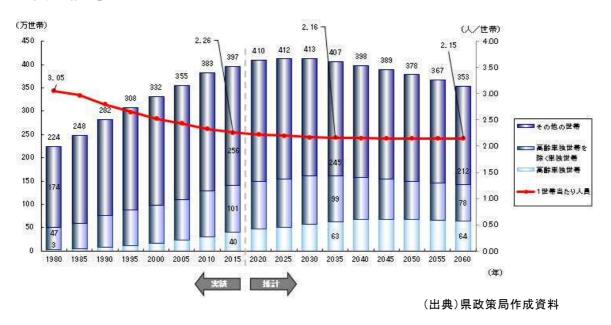
こうした家族形態の変化、家族規模の縮小により、これまで家族が担ってきた育児や介護などの機能を十分果たせなくなったり、病気や失業などの出来事に対応しきれないなど、家

族機能の低下が生じつつあります。また、単身世帯や夫婦のみ世帯の増加は将来的に高齢者の孤立状態を生む傾向が高くなります。さらに、生活様式・価値観の多様化、都市化による地縁のつながりの希薄化により、地域による支え合いの機能も低下しつつあり、家族及びコミュニティの変化に伴う課題が生じつつあります。



(出典)総務省「国勢調査」より県政策局作成

【県内世帯数の推計】



(5) 長寿社会の到来

我が国の平均寿命は、戦後間もない1947年には男性が50.06歳、女性が53.96歳でしたが、 生活環境の改善、医療技術の進歩などにより延伸し、2016年の平均寿命は男性80.98年、女 性87.14年と世界トップクラスとなっています。日本の将来推計人口によれば、我が国の平 均寿命はさらに延び、2035年には男性が82.85歳、女性は89.2歳に、2065年には男性が84.95歳、女性は91.35歳になると推測されています。

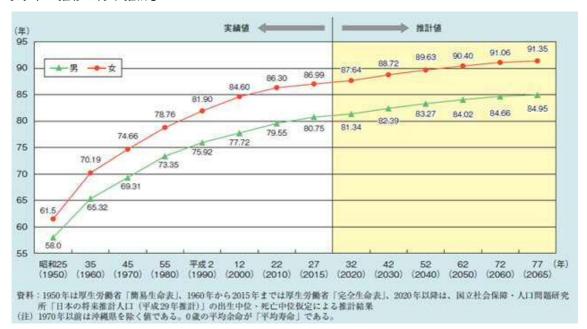
このように平均寿命が延びる中、国では人生100年時代構想会議を設置し、県では人生100歳時代の人生設計を描く取り組みを進めるなど、長寿社会のあり方について関心が高まっています。平均寿命が70歳であった頃には10年程度であった定年退職後の「老後」は20~30年

と大幅に伸長し、高齢者の社会的・経済的な生活は大きく変化しつつあります。従来の「教育―仕事―引退生活」という3つのライフステージにとらわれることなく、柔軟な働き方や学び直しを可能にする教育支援など、高齢者に限らないすべての世代が希望をもって人生100年時代を生きるための社会システムが求められています。

また、平均寿命の延びとともに、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」である健康寿命についても、2013年時点で、男性71.19年、女性74.21年と我が国は世界トップクラスとなっています。国も健康長寿社会の形成に向け、世界最先端の医療技術・サービスを実現し、健康寿命をさらに伸ばすことが重要との認識の下、2014年7月、

「未病の考え方などが重要になる」という表現とともに「未病」の定義が新たに盛り込まれた健康・医療戦略を閣議決定しました。しかし、平均寿命と健康寿命との差、すなわち日常生活に制限のある「不健康な期間」でみると、2001年から2013年にかけて、男性、女性ともに若干広がっています。こうした「不健康な期間」の拡大は、個人や家族の生活の質の低下を招くとともに、医療費や介護給付費などの社会保障費の増大にもつながるため、健康寿命を延ばす取組みが求められています。

【平均寿命の推移と将来推計】



(出典)厚生労働省「平成 29 年版高齢社会白書」

2 人や情報の交流をめぐる状況

(1) グローバル化の進展

国境を越えた物資やサービス、資金、人の移動はより一層活発化し、こうした世界全体 との結びつきはますます強くなることが予想されます。

1990年代以降、経済連携協定(EPA³/FTA⁴)を締結する動きが世界的に広まっており、我が国においても20か国との間で経済連携協定を署名、発効済みであるほか、日EU・EPAや日中韓FTAなどの経済連携交渉が現在推進されています。一方、近年先進国を中心に行き過ぎたグローバル化への不満が台頭しており、国境を越えた自由な貿易や投資、人の移動などを通じて経済成長を追求するという世界経済の枠組みに対する懐疑的な見方も生まれています。

人の移動では、世界全体の国際観光客数は年々増加し、2016年は前年比4,600万人増の約12億4千万人となりました。観光客受け入れ数の地域別のシェアでは依然として欧州が過半数を占めているものの、アジア太平洋地域の伸びが著しく、2016年には4分の1を占めるまでに成長しています。また、留学生の総数も増加しており、過去30年で約4倍となるなど、高度人材含む人材の獲得競争が世界規模で激しさを増しています。

我が国においても、年間訪日外客数はビザの緩和などを背景に年々増加しており、2016年には2,400万人を超え過去最高を記録しました。また、日本の大学などに在籍する外国人留学生の数は一時減少していましたが、2013年以降は増加に転じ、特にここ数年はベトナムやネパールからの留学生が増えています。県内の大学などに在籍する外国人留学生も同様に2013年以降増加しており、出身国・地域も120国(地域)と年々多様化しています。ただし、世界における留学生受入れ占有率の順位は低下しており、人材獲得競争が厳しさを増している状況が見て取れます。他方、日本人の海外留学者数は年々増加しており、国も高等学校等における留学機会の拡充に取り組んでいます。

また、我が国に中長期間にわたり在留または永住している外国人数も増加しており、その国籍・地域の数も 196 となるなど、多様化が進んでいます。県内でくらす外国籍県民も増加傾向にあり、2017 年 1 月現在 18 万 5 千人を超えていますが、これは県民の約 49 人に 1 人が外国籍県民である計算となります。学校や職場、地域など様々な場所で外国籍の方とかかわる機会が増加しており、日常生活での異文化交流が今後ますます進展していくと考えられます。

【県内外国人の推移】



(出典)

県県民局「県内の外国人数の調査結果」

^{3 (}Economic Partnership Agreement):貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定

⁽⁽Free Trade Agreement):特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定

(2)情報通信ネットワークの高度化

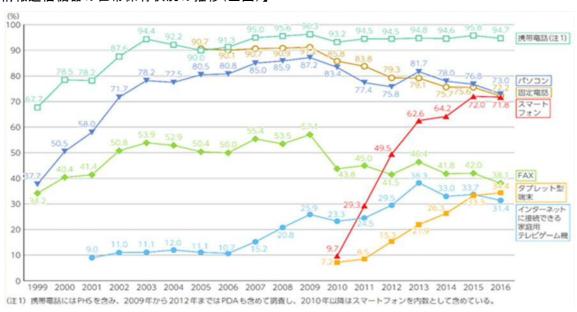
近年、世帯におけるスマートフォンの保有率は急増しており、今後も増加していくことが見込まれます。また、スマートフォンの普及とともにSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の利用率も増加傾向にあり、最近では、災害時に利用する情報メディアとしてもスマートフォンやソーシャルメディア 5 が活用されるなど、SNSがスマートフォンとともに、社会の基盤となるツールとなりつつあることがうかがえます。一方で、サイバー犯罪などインターネットを利用した新たな犯罪の増加や複雑化、ネットいじめや人権侵害など、インターネットの普及やICT(情報通信技術)の進展に伴う新たな問題も懸念されています。

ICTの高度化に伴い、パソコンやスマートフォンなど、従来の情報機器端末に加え、様々なモノがインターネットにつながり始めています。こうした技術を活用して、健康管理、スポーツ、医療などの分野で新しい製品やサービスも登場しています。また、スマートフォンなどを通じた位置情報やインターネットの利用による消費行動などに関する情報、IoTデバイス⁶などから得られる膨大なデータ(ビッグデータ)を効率的に収集共有できる環境が実現されつつあります。

こうした背景のもと、国は、2016年に「官民データ活用推進基本法」を制定し、行政手続きにかかるオンライン利用の促進や官民データの円滑な流通と活用促進に向けた検討を進めています。

インターネット利用者数は増加傾向にある一方、依然として6人に1人はインターネットを利用していない状況も存在しており、利用の機会などの格差(情報格差)が生じていることがうかがえます。

【情報通信機器の世帯保有状況の推移(全国)】



(出典) 総務省「通信利用動向調査」

[『]インターネット上で利用者が情報を提供し合うことで成り立つマスメディア

⁶ 固有の IP アドレスを持ち、インターネットに接続が可能な機器

(3) 新たな交通インフラがもたらす活動圏域、生活圏域の拡大

神奈川県内では、近年、さがみ縦貫道路(首都圏中央連絡自動車道)が開通し、中央自動車道や関越自動車道方面へのアクセスが飛躍的に向上しました。今後も2020年度に新東名高速道路の神奈川県区間が開通予定であり、県内の交通利便性はさらに向上していくものと見られます。

また、2027年には、リニア中央新幹線の品川・名古屋間が開通予定であり、東京圏と中京圏との時間距離が大幅に短縮されることにより、両地域が一つの巨大な地域となる、国際的に見ても稀有なスーパーメガリージョン⁷が誕生します。こうした、新たな高速道路網や高速鉄道が、すでに広く利用されている交通ネットワークと相まって、東京圏と地方との交流・対流をさらに活発化させることが想定されます。交流・対流により、東京圏への一極集中がさらに進行するという見方があると同時に、東京圏との対比としてとらえられていた地方が、東京圏と一体となった経済活動圏域や生活圏域となる可能性もあります。

さらに、自動車における完全自動運転(レベル5)の実用化が2020年代後半に実現すると見られ、過疎地域や高齢者の交通利便性に劇的な恩恵をもたらす可能性があります。運転ができない高齢者や障がい者でも単独乗車が可能となるなど、これまで移動手段の確保の困難さから移動可能な地域に制約があった人々の、活動圏域や生活圏域が拡大されることが期待されます。

加えて、近年では、羽田国際空港の国際化やLCC (Low Cost Carrier:格安航空会社) 路線の拡充などもあり、海外へのアクセスもこれまでと比べ容易に行えるようになってき ています。

これら交通利便性の向上やさらなる高速化が、人々の時間と空間の感覚を変化させ、日常的な活動圏域や、生活圏域の拡大をもたらし、人と人との交流、経済の対流、居住のありよう、働き方など多方面にわたり影響を与えることが予想されます。

【リニア中央新幹線開通による一日交通圏の拡大(片道4時間交通圏)】



⁷ 現在建設中のリニア中央新幹線の開業により、東京、名古屋、大阪の三大都市圏が相互に約1時間で結ばれることで形成される大都市圏

11

3 くらしを取り巻く状況

(1) 格差の拡大と固定化の懸念

近年、高所得層と低所得層の二極化が進むとともに、中間層がより低い所得層へとシフトしており、その要因として、高齢者世帯やひとり親と未婚の子のみの世帯の増加などにより低所得層が拡大したことが考えられます。

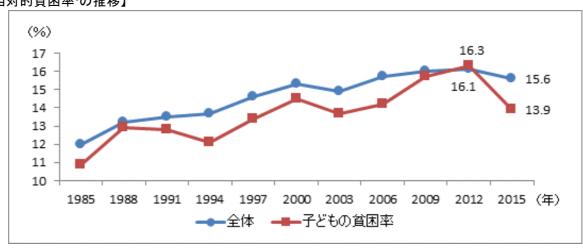
所得の格差は住居や食事、教育、健康習慣、医療や薬へのアクセスなど、健康に関する様々な面に影響を及ぼすため、健康格差を生じる大きな要因となっています。家計支出が少ないほど、食事が偏り、肥満や高血圧などの生活習慣病にかかりやすいほか、不安定な雇用やストレスの多い仕事は健康状態を低下させます。

経済的格差は、子どもの貧困としても現れています。子どもの貧困率は、2015年には減少に転じたものの長期的には上昇しており、経済的理由により就学困難と認められ就学援助を受けている小学生・中学生の割合は高止まりの状況にあります。

国際的にみて日本の教育費は公的負担の割合が低く、親の所得が子どもの大学進学率に大きな影響を及ぼすとともに、学校外教育支出が多い子どもほど学力が高いことが報告されています。親の経済的格差が子どもの教育格差に影響し、その後の雇用格差や所得格差に影響するといった、貧困の世代間連鎖による格差の固定化が懸念されます。さらに、低所得であるために出生から成長期において栄養が十分確保されないことは、発達や学習に悪影響を与え、次世代にわたり健康格差を固定化する懸念があります。

また、平均寿命の最も高い都道府県と最も低い都道府県の差が、男性は 3.11 年、女性は 1.74 年となっているなど、地域によっても健康状態を示す指標に差が生じています。 医療や福祉の提供体制や利用状況にも地域格差が見られ、例えば人口 10 万人当たりの医師数は、都道府県によって最大で約 2.1 倍の差があります。

【相対的貧困率[®]の推移】



(出典)厚生労働省「国民生活基礎調查」

⁸ 等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出)が全人口の中央値の半分未満の者の割合

(2) 自分と異なるものへの不寛容・無関心

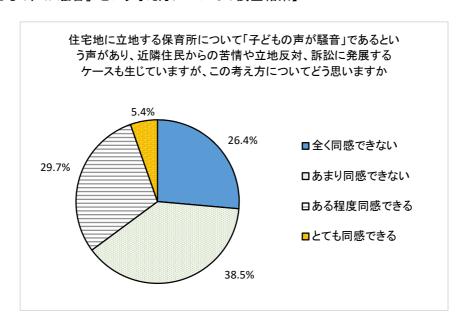
国際社会においては、経済活動のグローバル化やICT技術の発達により、人やモノ、情報の往来が加速する中、頻発する移民排斥運動など、自らと異質なものに対する不寛容や差別、偏見が深刻になっています。

我が国においても、ヘイトスピーチが社会的に問題となり、2016 年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行されましたが、インターネット上での外国人に対する攻撃的な主張やヘイトデモなどは続いています。こうした不寛容は、外国人ばかりでなく、より多くの対象に対して向けられるようになりつつあります。インターネット上での「炎上」と呼ばれる激しい非難や、あるいは保育園建設に対する反対運動なども、不寛容な社会の現れであるという指摘もあります。

また、個人主義の浸透や地縁・血縁によるコミュニティの脆弱化により、他者に無関心な傾向が強まっています。ホームレスや孤立死、ゴミ屋敷などの社会的課題においては、こうした無関心も大きな要因となっています。一見、寛容に見える態度に潜む無関心が、多様な他者と相互に対話し理解することを難しくしていると言えます。

今後、グローバル化はさらに進み、多様性を認め合うことによって新たな価値を生み出すダイバーシティ&インクルージョン⁹の考え方の広まりが予測される中、他者に対する 寛容をいかに獲得し定着させていくかが問われています。

【「子どもの声が騒音」という考え方についての調査結果】



(出典)厚生労働省「人口減少社会に関する意識調査」

⁹ メンバーの多様性・多面性を競争優位の源泉として活かす経営戦略

(3) 地域社会のつながりの希薄化と社会的孤立の状況

家族形態の変化、家族規模の縮小は、共働き世代の増加、価値観の多様化などと相まって地域や家族、親類などとのつながりの減少に拍車をかけ、近年、地域や社会との関わり合いの希薄さが問題視されるようになりました。

中でも、65歳以上の一人暮らし高齢者については社会的に孤立する傾向があり、対応が 急務となっています。当該高齢者の会話の頻度は他の世帯よりも圧倒的に低いうえ、孤立 死と考えられる事例も増加傾向にあるなど、つながりの希薄さが招く事件が増加していま す。他方、若年層における社会的な孤立も深刻な状況にあります。正規雇用労働者が増加 に転じているものの、若者無業者、いわゆるニートや不本意に非正規雇用として働く労働 者も依然として相当数存在しており、経済的な自立の程度に起因する孤立が問題となって います。また、子育て世代、特に幼少期における子育ての多くを担う母親も、家族構成が 変化することにより孤独感を感じやすくなっていると言えます。社会全体で子どもの数が 減っていく中で、気軽に悩みを相談できる、共有しあえる隣人や場は減少し、長時間労働 などにより父親の家事・育児参加が十分に見込まれないまま核家族化が進んだ結果、子育 てを一人で抱え、孤独感をつのらせる母親が多いということが近年明らかになってきまし た。

このような状況がある一方で、情報通信技術が発達し、若者を中心につながりのあり方も変化してきています。スマートフォン及びSNSの利用拡大については先の2(2)「情報通信ネットワークの高度化」で述べたとおりであり、特にSNSの登場が対人関係の構築方法に与えたインパクトは大きく、SNSやインターネットを通じたバーチャルなコミュニティでのつながりが無数に誕生することになりました。しかし、経済的事情などからそもそも情報通信機器を利用できない者などもおり、人との関わりの個人差が拡大しています。

【60歳以上の高齢者の会話の頻度(電話やEメールを含む)】



(出典)内閣府「平成27年高齢社会白書」

(4) 医療技術・生命科学の進展

我が国の高齢化の要因のひとつとして、死亡率の低下による平均寿命の延伸が挙げられます。これは、戦後、生活環境や栄養状態の改善、医療技術の進歩などにより、乳幼児や青年の死亡率が低下したためです。

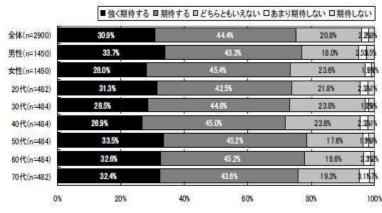
現在の医療技術・医療機器の進歩は目覚ましく、様々な最先端技術が開発され、普及しつつあります。また、内視鏡やカテーテルを用いた手術などにより患者の身体的負担を減らし、退院後のQOL(生活の質)を向上させるとともに、入院期間の大幅な短縮や医療コストの削減が可能となっています。テクノロジーの進歩は医療機器を大きく変え、医療用ロボットスーツが実用化されるなど、ロボット技術の導入も進んでいます。今後も、こうした最先端技術による医療の変化が進んでいくと考えられます。

また、1980年代後半から急激に発達した遺伝子技術により、遺伝子検査による病気の診断や予防、治療に向けた研究が世界中で活発に行われています。さらに、2014年に我が国で世界初のiPS細胞¹⁰の移植手術が行われるなど、再生・細胞医療¹¹の実用化に向けた動きも大きく進展しつつあり、これまで有効な治療法のなかった疾患の治療や機能障害の回復に向け、大きく期待されています。

一方、こうした最先端技術の開発に伴い、様々な課題も生じています。例えば、遺伝子検査は既に一部が商品化され、検査キットを郵送することにより自宅にいながら誰もが疾病罹患リスクや体質など、自分の遺伝情報を得られるようになりました。しかし、こうした遺伝子検査においては、例えば健康な女性に乳がんにかかりやすい遺伝子異常が見つかった場合にどのように対応すべきかといった課題や、それにより就職試験などで差別を受けたり保険の加入を断られるかもしれないといった課題も指摘されています。同様に、出生前遺伝子診断における生命倫理上の課題や、個人のゲノム情報¹²の管理システムや保護のあり方などについても問われ始めています。

我が国では従来より医薬品や医療機器の承認が欧米より遅れることが少なくなく、再生 医療においても世界トップレベルの研究水準にある一方で実用化されている製品は欧米よ り少ない状況にあります。そのため、国は再生医療の実用化を促進するための環境整備を 進めています。

【再生・細胞医療に対する国民の意識 (問:あなたは再生医療が広く普及することを期待しますか)】



(出典)経済産業省委託

平成 22 年度中小企業調査(再生・細胞医療の産業化に向けた基盤整備に関する調査)報告書

¹⁰ (induced pluripotent stem cell) :人間の皮膚などの体細胞に、ごく少数の因子を導入し、培養することによって生み出した、様々な組織や臓器の細胞に分化する能力とほぼ無限に増殖する能力をもつ多能性幹細胞

¹¹ 体外で加工または改変された自己由来、同種由来または異種由来の細胞を投与. することによってヒトの疾病または損傷を予防、処置、 治療ないし緩和すること

¹² 染色体上の遺伝子が持つ全遺伝情報

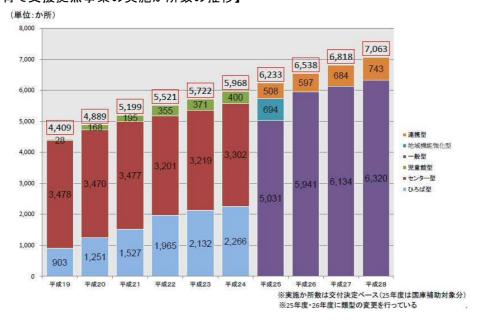
(5) 子どもや若者を取り巻く環境

子育てに対して楽しさを感じるときの方が多い人は8割を上回る一方で、保護者の約4割が子育てに悩みや不安を抱えており、安心して子育てできる社会の実現に向けた取組みが求められます。2015年に本格施行された子ども・子育て支援新制度により、地域のニーズに対応した子育て支援の充実や多様な保育サービスが提供されるしくみの整備が進められ、NPO法人などによる地域子育て支援拠点の運営や企業による保育園の設置・運営など、子ども・子育て支援新制度への多様な主体の参入が促進されています。

また、21世紀の日本にふさわしい教育体制の構築に向けて教育改革を推進するために開催されている国の教育再生実行会議では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた、学習指導体制の充実や業務改善の推進といった学校における取組みに加え、フリースクール¹³や家庭など学校以外の場での学習等に対する支援の充実や、総合的な家庭教育支援の充実等が提言されています。

家庭や家族の形態、個人のライフスタイルが多様化するとともに、ひとり親家庭や障がいのある子どもたち、定住外国人の子どもたちなど、特別な支援が必要な子どもが増えている中、一人ひとりの子どもが幸せに生きる権利、育つ権利、学ぶ権利を大切にし、子どもや子育て家庭の不安を解消し、困っている声に応え、若い世代や子どもの立場に立って、家庭や地域の生活を支えていくことが求められています。

また、いじめや不登校、子どもの貧困の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが指摘されており、家庭を中心として、行政、学校、企業、地域等の社会全体で、すべての若者が自立・活躍できる社会の実現をめざすことが求められます。



【地域子育て支援拠点事業の実施か所数の推移】

(出典)厚生労働省作成資料「地域子育て支援拠点事業実施状況」

¹³ 既成の学校教育制度の外にあり、子どもの自由・自主性・個人差などに配慮し、児童・生徒中心主義の教育を行う学校形態の総称

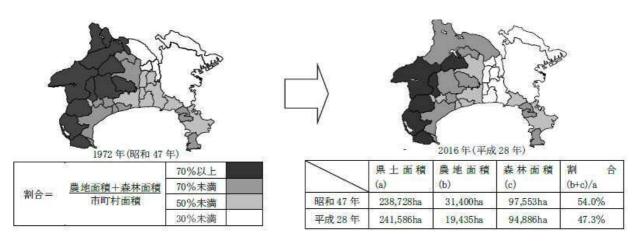
(6) まちづくりの動向

神奈川における土地利用状況をみると、1970年頃には、農地や森林面積が県土の6割程度を占め、住宅地や工業用地等は2割に満たない状況でしたが、現在では、農地や森林面積は5割を切り、住宅地や工業用地等は3割弱となりました。これは、人口が1970年の約547万人から2017年の約916万人に急激に増加した状況の中、都市が拡大していったことによるものです。また、バブル崩壊の1990年代以降、湘南などの一部地域では、これまで大規模な宅地など(個人の別荘や企業の保養所)があった場所が、宅地開発により細分化される状況も見られるようになりました。近年では、大規模商業施設が県内各地に立地するようになったため、県民の消費生活の利便性が飛躍的に向上した一方、後継者不足等のため、存続が危ぶまれる店舗が多い商店街も見られるようになってきました。さらに、高度経済成長期に建設された橋やトンネルなどの老朽化も、今後ますます進むことが確実です。初東におけるなどはそればれの対点の概念化、保健なる土地増み照常的企業の保養所など

都市におけるみどりの減少や都市の過密化、個性ある大規模な邸宅や企業の保養所などの減少、活気あふれる商店街の減少は、地域固有の魅力である、自然や歴史・文化を埋没させてしまう恐れがあります。

横浜市、川崎市など一部の都市では、まだ人口の増加が想定されますが、県西部や三浦半島地域では既に減少傾向にあります。将来、神奈川全域で人口減少社会が到来すると予測されますが、しばらくは人口が増加する地域と減少する地域が混在することになります。これまで人口増加などに伴い拡大してきた市街地は、人口減少などにより、地域によっては土地・建物などの利用密度が低下(空き地や空き家などが増加)することが予測されますが、このような密度低下は、都市の衰退と受け止められる一方で、地域によっては、都市における空間的なゆとりの増大につなげる好機としてとらえることも出来ます。

【県土に占める農地及び森林の割合の推移】



(出典)県環境農政局「平成28年版かながわ環境白書」

(7) 社会課題の解決に向けて活動する企業・NPO などの活躍

様々な社会問題が顕在化する中で問題が複雑化、多様化し、行政だけでは対応が難しい 状況が生まれてきました。他方、行政以外にもNPOなどが従来から社会問題の解決に向 けて取り組んできましたが、財政基盤の不安定さや人員の確保などに苦慮する団体も多く、 継続的な事業の実施に課題を抱えていました。

このような状況を背景に、近年、社会の課題に対して事業性を考慮したビジネスの手法を活用して取り組もうという動き(ソーシャルビジネス¹⁴(SB)/コミュニティビジネス¹⁵(CB))や、社会起業家、社会的企業に関心が集まっています。ビジネスの手法を活用するため、そこには新たな産業や市場、雇用が創出される可能性があり、こうした活動は社会の課題を解決すると同時に地域及び社会・経済の活性化を担うものとして期待されています。日本においても2014年の段階で社会的企業は20万5千社あるとされ、社会的事業による収益も約10兆円に達していると推計されています。また、政策系の金融機関によるソーシャルビジネス関連への融資実績(件数・金額)が過去最高となるなど、資金面での支援も充実が見られます。さらに、不特定多数の資金提供者が財源の提供や協力などを行うクラウドファンディングという手法が注目を集めており、新たな資金集めの方法として定着していくと考えられます。

従来から存在するNPOにもSB/CBやクラウドファンディングに取り組む動きがあるほか、クレジットカード決済などの手法により寄付を受け付ける動きも見られ、NPO活動の効果的な実施に向けた様々な工夫が行われています。また、大学による地域貢献活動も注目されており、地域の大学が地方公共団体と連携して地域に貢献する優秀な人材を輩出する拠点を形成したり、大学と地方公共団体との共同研究などの取組みが展開されています。

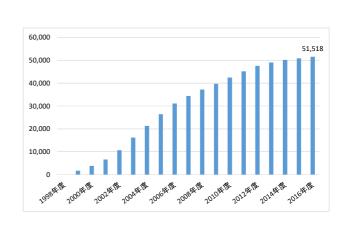
複雑化、多様化する社会問題に対し、課題解決に取り組む主体、求める支援・サービスを自ら生み出す主体として、企業、NPO、大学などの存在がますます重要となってきます。

【ソーシャルビジネスの担い手】

事業性 高 ソーシャルビジネス 一般企業 社会を性 組織 事業型がPO 高 慈善型NPO

(出典)経済産業省「ソーシャルビジネス研究会報告書」

【特定非営利活動法人の認証数】



(出典)内閣府「NPOホームページ 認証・認定数の遷移」

¹⁴ 子育て支援、貧困問題、環境保護、まちづくり・まちおこしなどの社会的課題の解決を目的とした持続的な事業活動

¹⁵ ソーシャルビジネスのうち、より地域性のあるもの

4 経済を取り巻く状況

(1) AI・IoT・ロボットなどの技術革新

近年、将来の我が国の産業を支える新たな技術が目覚ましい進歩を遂げています。 $Io T^{16}$ 、AI(人工知能)、ロボットなど第 4 次産業革命 17 の波は、あらゆる産業、あらゆる社会生活を劇的に変革する可能性を秘めています。

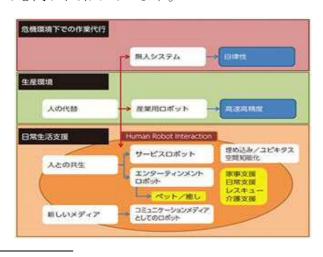
インターネット技術や各種センサー・テクノロジーの進化などを背景に、様々な場面で IoT化が進み、工場の機械の稼働状況から、個人の健康状態まで様々な情報がデータ化され、収集・分析されるようになりました。さらに、IoTにより得られたデータや企業などが保有する多種多様で大量のビッグデータを複合的に解析することで新たな製品やサービスが開発されるなど、大量の情報を活用した新たなビジネスが盛んに行われています。ロボット技術も従来よりも複雑な作業が可能となるまで発達しており、コミュニケーションロボットや介護の分野などに加え、流通業、観光業などの幅広い業種でも活用され始め、ロボットの活躍の場が広まってきています。

ロボットは生産年齢人口の減少傾向や老朽化したインフラの保守点検など、日本が抱える諸課題を解決する1つの手段として期待されているほか、中国などの新興国がロボット投資を拡大させるなど、世界的な市場の拡大が予測される、成長の著しい分野です。

また、近年ロボットのありようは劇的に変化しており、特にAIの発達がロボットに与えた影響は大きく、AIを搭載したロボットが様々な場面で活躍するようになりました。今後、AIやAIを搭載したロボットを活用した生産性の向上、業務効率化のほか、その情報処理能力の高さを生かした新規業務や事業創造がますます進展していくと考えられ、その結果として、新たな雇用が生み出されることも想定されます。その一方で、これまで人が担ってきた業務の一部をそういった新たな技術が代替していくことが予測されるものであり、ロボット技術やAIが発達した社会における人が求められる能力、仕事のあり方なども従来とは全く異なったものとなっていく可能性があります。

また、ロボット技術やAIの発達は、無人ロボットによるプライバシーの侵害やAIによるハッキングやウイルスの蔓延などにつながる可能性も秘めており、ロボットやAIに関する倫理についても問われ始めています。

【ロボットの役割】



(出典)NEDO「ロボット白書 2014」

 $^{^{16}}$ (Internet of Things):自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すもの

 $^{^{17}}$ 水力や蒸気機関による工場の機械化である第 1 次産業革命、分業に基づく電力を用いた大量生産である第 2 次産業革命、電子工学や情報技術を用いた一層のオートメーション化である第 3 次産業革命に続く、 $_{1}$ o $_{1}$ 、 $_{2}$ で $_{3}$ で $_{4}$ で $_{5}$ で

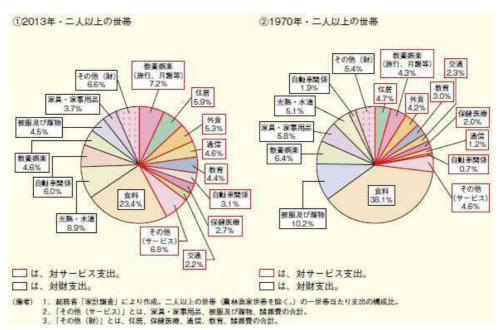
(2) 地域経済の動向

我が国では、人口動態の変化による総需要の減少や、社会の情報化・高度化により消費活動の成熟化が進んだ結果、モノやサービスの国内市場はより厳しいものとなっています。このような市場においては、消費者が支払う対価として、機能的な価値を提供するだけでは十分ではなく、より直接的に顧客が満足感や高揚感を得られるような価値を提供することが求められます。また、近年においては、モノに対する消費活動ではなく、個別のモノやサービスが連なった総体である一連の体験を対象としたコト消費活動が盛んに行われるようになるなど、ビジネスのターゲットも変化してきています。さらに、コト消費活動は我が国を訪れる外国人観光客の間でも定着しており、爆買いに象徴されるモノ消費から、日本の伝統文化や食生活を体験したいというコト消費への移行が進んでいます。

一方で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会閉会後の建設需要の減退や外国人旅行者の減少などによる景気の悪化も懸念されています。

こうした中、国は未来投資戦略2017の中で、地域経済への波及効果が期待できる観光・スポーツ・文化芸術といった地域の資源や魅力を生かした分野の成長を後押ししていくこととしています。例えば、急増する外国人観光客に向けた新たな観光資源として、「楽しい国 日本」という新たなブランドの確立に向け、日本各地で受け継がれる伝統芸能などの多言語化や外国人向けのコンテンツの開発、受入環境整備が進められるとともに、SNSを活用した情報発信強化の取組みが進められています。また、文化芸術資源を活用した経済活性化のため、民間部門の創意工夫により新たな需要の創出を図りつつ、文化芸術産業の経済規模及び文化芸術資源の活用による経済波及効果を拡大する取組みが進められています。

【家計の消費支出はモノからサービスへシフト】



(出典)消費者庁「平成26年版消費者白書」

(3) 労働力人口減少の懸念

少子化・高齢化の進行により生産年齢人口は減少しており、その減少速度も2030年に向けて加速することが予測されています。近年は女性や高齢者の就業者数の増加を反映して労働力人口は増加しているものの、生産年齢人口の減少により、将来的には労働力人口の減少が懸念されます。労働力人口の減少は、各産業分野だけでなく、警察、消防、福祉、教育など、あらゆる分野での人材確保に影響を与える可能性があります。現在においても、人口構造の変化や緩やかな景気回復に伴い、看護や建設などの各産業分野において人手不足は顕在化しており、需要増への対応や技術・ノウハウの着実な伝承が困難になるなど、企業の事業運営や後継者の確保・育成などに影響を与えています。

人手不足が顕在化している一方で、現在は働いていないものの就業を希望している女性や高齢者などもおり、特に、日本女性の年齢階級別労働力率は、出産・子育で期にあたる30歳代で低下し、その後再就職することにより上昇する、いわゆるM字カーブを描いています。神奈川においても近年M字カーブは改善傾向にありますが、底の値、深さ(落差)とも、全国最下位となっています。国内の潜在労働力の労働市場への参入促進に向け、その阻害要因となっている長時間労働を前提とする働き方の改革や、保育所等の設置促進などによる就業環境の整備などの取組みが進められています。また、有効求人倍率は近年上昇しているものの職種別で偏りがあり、いわゆる雇用のミスマッチが依然として続いているほか、希望に沿った正社員の職がないことから非正社員として働いている労働者は依然として相当数存在しています。

建設業などいわゆる3 K (きつい・汚い・危険) 労働が強いられる産業は慢性的な人手不足に悩まされており、そういった産業を外国人労働者などが下支えしているといった現状が見受けられる一方社会経済の国際化・ボーダレス化の進展に伴い、諸外国との円滑な経済活動の担い手として、また高度な技術や知識をもつ高度人材として外国人労働者に対するニーズが一層高まっています。そのような状況の中、国は当面の基本的な考え方として、外国人労働者の安定した雇用の確保や国際競争力強化という観点から、高度外国人材の受入れ要件の見直し等の環境整備に取り組む方針です。

【生産年齢人口と労働力人口の推移】



(出典)内閣府「平成 28 年版経済財政白書」

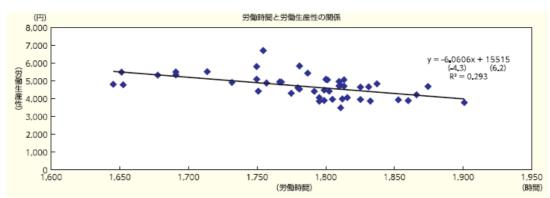
(4) 働き方改革の進展

将来的な労働力不足が見込まれる中、経済成長を持続させるためには、労働参加率¹⁸を 高め、生産性を向上させることが必要です。国は日本経済の再生に向け働き方改革を進め ており、働く人がより良い将来の展望を持ち得るよう、働く人の視点に立った取組みを進 めています。

労働参加率をより向上させるためには、多様な人材が個々の置かれた事情に応じて柔軟な働き方を選択できる環境の整備が不可欠です。潜在的な労働力である就業を希望する女性や高齢者、介護などを理由として離職せざるを得なかった人などが働きやすい環境を整えることが重要であり、その一例として、時間や場所の選択が可能であり多様で柔軟な働き方ができるテレワークの導入が進んでいます。

また、国際的には労働時間が短いほど労働生産性が高い傾向にあり、国内においても、 労働時間の短い都道府県ほど労働生産性が高いという関係がみられ、労働時間の短縮はワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に加え、生産性向上という面においても重要となっています。週60時間以上の長時間労働者の割合は減少傾向にありますが、 国際的にみても我が国の長時間労働者の比率は高くなっています。残業時間の削減に向けた取組みを行う企業は多くありますが、さらなる対策の工夫が求められます。

【都道府県別労働時間と労働生産性の関係】



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査(地方調査)」、内閣府「県民経済計算」をもとに厚生労働省労働政策担当参事 官室にて作成

- (注) 1) 労働生産性=実質県民総生産/マンアワー、マンアワー=就業者数×総実労働時間。
 - 2) 2013年の数値であり、県民経済計算における最新の数値に時点を合わせたもの。
 - 3) 毎月勤労統計調査(地方調査)の数値は、事業所規模5人以上、調査産業計のものであり、労働時間は月 間総実労働時間を12 倍し年になおしたもの。
 - 4)()内はt値。

(出典)厚生労働省「平成 29 年版労働経済の分析」

¹⁸ 生産年齢人口(16 歳以上の人口から、高齢・疾病・犯罪などの理由で老人ホーム、病院、刑務所などの施設におり働けない人を除いた者)に占める労働力人口(生産年齢人口のうち、働く意志を表明している人)の割合

5 地球環境をめぐる状況

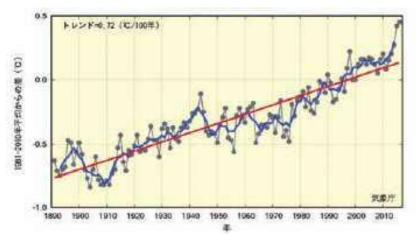
(1) 地球環境問題の深刻化

人間の活動範囲やその規模の著しい拡大に伴い、気候変動や生物多様性の損失などの地球環境問題が地球と人類に対する脅威となっています。しかしながら、その課題が地球規模であるがゆえに、一般市民や生活者にとっては身近な課題として実感されにくい側面があります。

気候変動について見ると、世界の平均気温や平均海面水位は引き続き上昇傾向にあります。2014年に公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)¹⁹第5次評価報告書によると、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、その原因は人為起源の温室効果ガスの排出であった可能性が極めて高いとされています。今後、地上気温は21世紀にわたって上昇すると予測されており、多くの地域で熱波はより頻繁に発生しまたより長く続き、極端な降水がより強くまたより頻繁となる可能性が非常に高いと予測されています。

2015年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議²⁰(COP²¹21)で採択された「パリ協定」では、産業革命以前に比べて地球の平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが目標として掲げられました。我が国では、2015年7月に2030年度の国内の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%減とする目標を設定し国連気候変動枠組条約事務局へ提出し、その後に採択されたパリ協定を踏まえ長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減をめざすこととしています。

【世界の年平均気温差】



細線は年平均 太線は偏差の5年移動平均、 直線は変化傾向を示している。 基準値は1981~2010年の30年平均値

(出典)気象庁「気象変動監視レポート 2016」

生物多様性は地球上に存在する生きものが長い歴史の中で適応と進化を繰り返し、複雑に関わり合うことで成り立っており、私たちのくらしに欠かせない食料や水、創薬に繋がる遺伝資源などをはじめ、様々な恵み(生態系サービス)を提供しています。2010年10月

¹⁹ (Intergovernmental Panel on Climate Change) : 人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として 1988 年に世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) により設立された組織 ²⁰ 1992 年に採択された、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」に基づき開催される締約国会議。21 回締約国会議である COP21 では、2020 年以降の新たな地球温暖化対策の国際枠組みである「パリ協定」などが採択された。

²¹ (Conference of the Parties) :締約国会議の略称

5 地球環境をめぐる課題

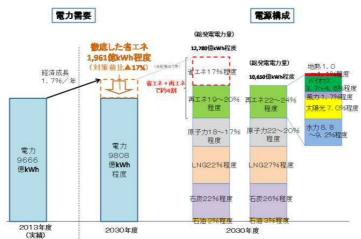
に生物多様性条約第10回締約国会議²²(CBD・COP10)で採択された「生物多様性を保全するための戦略計画2011-2020」では、2050年までに自然と共生する世界を実現することをめざし、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという20の個別目標(愛知目標)が定められました。生物多様性は一度損なわれると回復は困難とされています。その特質への配慮に欠けた人間活動や開発、人により持ち込まれた外来種や化学物質、地球環境の変化によって生物多様性は危機に瀕しており、絶滅のおそれのある生きもの(絶滅危惧種)は増加しています。とりわけ、外来種は生物多様性だけでなく人の生命や身体・農林水産業に影響を及ぼすため、侵入と定着による被害の拡大が懸念されています。

(2) 持続可能な資源・エネルギーの導入に向けた取組み

東日本大震災の発生及び福島第一原子力発電所の事故による原子力発電所の停止に伴い、原子力の代替発電燃料として化石燃料の割合が増加し、エネルギーコストが上昇、二酸化炭素排出量が増大するなど、エネルギーを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした背景のもと国は2014年4月に閣議決定したエネルギー基本計画を踏まえ、2015年7月に「長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)」を策定し、この中で、大幅なエネルギー効率の改善をめざす省エネルギーや、再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の高効率化などにより、原発依存度を可能な限り低減することを見込んでいます。

例えば太陽光や風力発電、バイオマス発電²³などの再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しない電源でエネルギー自給率向上と化石燃料輸入の削減に寄与するエネルギー源です。現在、国では2030年度における再生可能エネルギーの導入水準(22~24%)の実現に向けて取組みが進められています。また、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起こし、地域活性化につながるものであるとともに、緊急時に大規模電源などからの供給に困難が生じた場合でも、地域における一定のエネルギー供給の確保につながることが期待されています。

【2030 年度の電力の需給構造の見通し】



(出展)経済産業省「長期エネルギー需給見通し」

²² 1992 年に採択された、生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分目標とする「生物多様性条約 (CBD)」に基づき開催される締約国会議。2010 年に名古屋市で開催された第10 回締約国会議 (CBD・COP10) では、愛知目標や名古屋議定書 (遺伝資源の取得の機会や利益の配分に関する議定書) などが採択された

²³ 木材や植物残さなどのバイオマス(再生可能な生物資源)を原料として発電を行う技術

5 地球環境をめぐる課題

一方、省エネに向けた取組みとして、工場におけるエネルギーマネジメント²⁴や革新的技術・高効率設備の開発・導入や、建物や家庭などにおけるBEMS²⁵・HEMS²⁶を活用したエネルギーマネジメントの推進、ZEB²⁷やZEH²⁸⁴の実現・普及に向けた支援なども進んでいます。省エネ行動の一層の活性化を図るとともに、家庭用燃料電池(エネファーム)や燃料電池自動車といった水素関連技術の利活用を本格化していくため、官民一体となった取組みを進めていくことが求められています。

(3) 自然の脅威の再認識

我が国は、その自然的条件から、各種の災害が発生しやすい特性を有しており、近年は 地震災害、豪雨災害で多くの被害が発生しました。

このような中、2014年の国の中央防災会議では、今後30年以内に発生する可能性のある 大規模地震のうち、首都直下地震は発生確率が70%程度となることが示され、特に首都圏 で人的・物的被害や経済被害が甚大なものになると予想されています。被害想定では、家 屋被害が最大61万棟、死者が最大2万3,000人、経済的被害95兆円と示されました。また、 首都圏は政治・行政・経済の首都中枢機能を備えているため、国全体の経済活動などへの 影響や海外への波及も懸念されています。

また、近年は時間雨量50mmを超える雨が頻発し、その発生回数は増加傾向にあり、1976~2016年の40年間では、10年あたり約20回の割合で増加しています。2015年9月の関東・東北豪雨では、記録的な豪雨により鬼怒川の堤防が決壊するという甚大な被害が発生し、県内では、住宅被害やがけ崩れが発生しました。

このほか、海外との人的・物的交流がさらに活発化することで、新型インフルエンザなど新興感染症²⁹の世界的な流行(パンデミック)による私たちの生活や経済活動への影響、さらにはアライグマやヒアリなど外来生物の侵入・定着化による国内生態系や農林水産業などへの影響も懸念されています。

【[アメダス]1時間降水量50mm以上の年間発生回数】



*気象庁では1時間に50mm以上80mm未満の雨を「非常に激しい雨」と表現しています。

*赤い直線は期間にわたる変化傾向を示しています。

(出典)気象庁「アメダス1時間降水量 50mm 以上の 年間発生回数」

²⁴ 多様な形態のエネルギーの生成、変換、蓄積、伝送、消費を有機的に組み合わせ、連携させることによって効率的なエネルギー利用を実現すること

²⁵ (Bill Energy Management System) : ICT を活用した建物のエネルギー管理を行うシステム

⁽Bill Energy Management System) : ICT を活用した住宅のエネルギー管理を行うシステム

^{27 (}ネット・ゼロ・エネルギー・ビル):年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる建物

^{28 (}ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス):年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅

²⁹ 最近新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症

第2章 新たな政策課題

1 新たな政策課題を検討するに当たっての視点

神奈川の人口は間もなくピークを迎え、その後は減少に転じると見込まれています。 人口減少や少子化・高齢化による人口構成の変化は、経済・医療・介護・社会システムなどあらゆる場面において様々な影響を与えることが懸念されています。一方、神奈川は、人やモノ、風土といった資源を最大限生かすことにより、人口減少社会をしなやかに乗り越え、より豊かな社会をつくりあげる情熱とポテンシャルに満ちています。

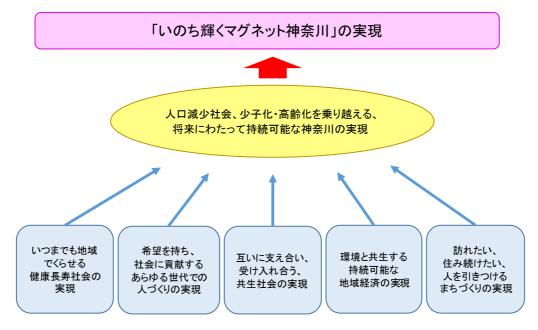
現在、「かながわグランドデザイン基本構想(2012 年 3 月)」では、県民一人ひとりのいのちを輝かせるとともに、人やものを引きつける魅力を持った神奈川の実現をめざす、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現を基本理念として掲げています。また、基本理念のもとに、2025 年を展望し、次のような神奈川の将来像の実現をめざしています。

- ① 行ってみたい、住んでみたい、人を引きつける魅力あふれる神奈川
- ② いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川
- ③ 県民総力戦で創る神奈川

新たな政策課題を検討するに当たり、将来にわたって発展する強靭(レジリエント)で持続可能な神奈川の実現に向けて基本に据えることが望ましい視点を、グランドデザインの基本理念も踏まえ、次の5つに整理しました。視点の設定に当たっては、未来を担う子どもたちにとって夢のある社会、子どもたちが将来に向かって希望を持てる社会、一人ひとりが生き生きとくらせる社会という観点を考慮しました。また、神奈川がグローバル社会の中で自らの地域をとらえるとともに、人口減少社会の中でどのように神奈川県が「行政の役割・使命」を担っていくかについても考慮しました。

神奈川県の政策の基底となる5つの視点は、国連が示す17のSDGs (持続可能な開発目標)に通じるものがあり、神奈川県が行政として果たすべき役割や使命を実行することにより、世界がめざす持続可能な社会の実現にも貢献するものと考えます。

【基本理念(「いのち輝くマグネット神奈川」の実現)と5つの視点との関係】



(1) いつまでも地域でくらせる健康長寿社会の実現

健康意識の高まりや医療技術の進歩などにより、平均寿命が延び、元気な高齢者が増えています。高齢者の社会活動への関心も高まっており、社会活動を通した地域との関わりやスポーツ活動など共通の目的により構築されたコミュニティ活動により、高齢になっても生きがいを持った生活をする人が増えています。

しかし、平均寿命の延伸とともに健康寿命も延びているものの、平均寿命の延びに比べ健康寿命の延びは小さくなっています。平均寿命と健康寿命の差が広がれば、医療や介護を必要とする期間が長くなり、結果として高齢者の生活の質の低下を招く恐れがあり、健康寿命の延伸に向けた取組みが求められています。

一方、医学の進歩などにより、高齢者に限らず、病気や障がいを抱えながら自宅で生活する人が増えています。医療・福祉サービスに対するニーズが高まるとともに、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、高齢者介護をはじめ、子育て支援等などの様々な分野における家族内又は地域内での支援力は低下しており、いつまでも住み慣れた地域で生活するためのしくみづくりが求められています。

そこで、誰もができるだけ長く健康を保持できるとともに、支援が必要になっても住み 慣れた地域で生きがいを持って生活できるような、「いつまでも地域でくらせる健康長寿 社会の実現」を視点に据え、取り組むことが必要です。

(2) 希望を持ち、社会に貢献するあらゆる世代での人づくりの実現

人口減少社会の到来や高齢化の加速、少子化の進行などにより、次代を担う若い世代の人材不足が懸念されるなど、若い世代を取り巻く状況は大きく変化しています。加えて、グローバル化の進展やAIなどの技術革新などにより、今後求められる人材像も多様化していくことが予想されます。

また、人生 100 歳時代を迎える中、子どもたちが 100 年後にも生き生きと活躍できる社会となるよう、柔軟なマルチステージでの人生が実現する可能性もあります。意欲のある誰もが生涯を通じて学び、活躍できるように、あらゆるライフステージに応じた学びや教育の機会の提供を進めていくことが重要です。

さらに、スタートラインにおける公平・公正な機会の確保や、社会人になってからの学び直しを含む個人のライフスタイルに合った多様で柔軟な働き方を可能とすることなどにより、仕事でも、そして仕事以外の様々な場面においても、やりがいや生きがい、幸福感を感じられる長寿社会を生み出していける可能性があります。もとより、神奈川には、意欲を持ち、新しいことに挑もうとする多くのポテンシャルを秘めた多様な県民がいます。

そこで、次代を担う若い世代を含め、あらゆる世代の人々の個性や多様性、可能性を生かしながら、生涯にわたってチャレンジし、活躍し続けることができるよう「希望を持ち、 社会に貢献するあらゆる世代での人づくり」を視点に据え、取り組むことが必要です。

(3) 互いに支え合い、受け入れ合う、共生社会の実現

近年、不寛容な社会の現れともいえる状況が指摘されるようになり、県においても、津 久井やまゆり園事件が発生し、自らと異質なものに対する差別や偏見は憂慮すべき事態と なっています。また、相対的貧困率が上昇しており、特に子どもの貧困は本人のみならず 社会への影響も大きく、対応が急務となっています。

1 新たな政策課題を検討するに当たっての視点

一方で、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の施行(2016年4月)を受け、あらゆる場面における差別解消や合理的配慮の具体的な措置が求められるようになっています。また、教育の分野においては、共に学び育つことによる相互理解に取り組むとともに、自分を大切にする心や他者への思いやり、互いを支え合おうとする心の育成の取組みが進んでいます。また、県内には出身地も様々な外国籍県民が多数くらしており、国籍や民族、信仰や文化の違いを超えた多様性を理解し、一人ひとりが互いに認め合う多文化理解の推進はますます重要となっています。

神奈川はその多様性を生かし、より活力に満ちた魅力のある地域へと発展していける潜在力を有しています。潜在力を引き出すためにも、障がい者・外国籍県民・女性・高齢者・性的マイノリティ(LGBT³0)などを含むすべての人が、社会を構築する一員として、個性や能力を発揮できる環境の整備と機運の醸成がますます重要になってきます。障がいの程度に関わらず、生涯を通じて住み慣れた地域で安心してくらすことができる社会、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会づくりを進めることが大切です。

そこで、個々のおかれた状況に左右されることなく機会の平等が保証されるとともに、 性別や年齢、国籍、障がいの有無などに関係なく誰もが個人として尊重され、排除された り孤立することなく、生き生きと自分らしい人生をおくることができるよう、「互いに支 え合い、受け入れ合う、共生社会の実現」を視点に据え、取り組むことが必要です。

(4)環境と共生する持続可能な地域経済の実現

全世界でのこれまでの温室効果ガスの排出によるとされる地球温暖化や自然環境への配慮を欠いた開発などによる生物多様性の危機など、地球環境の悪化が懸念されています。 今後、新興国の経済発展に伴い、天然資源の需要や物品の流通量はさらに増大することが予想されます。

このような状況下においては、地球環境を犠牲にした経済や社会の発展は成立しえず、 また、経済や社会を犠牲にした地球環境の保全も人々の支持を得ることは困難と言えます。 人類が今後も豊かに生存し続けるためには、将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世 代のニーズも満足させる社会(持続可能な社会)を構築していく必要があります。

こうした中、環境や社会に関する課題の解決を企業の事業活動を通して実現しようとする「ESG投資」や環境プロジェクトに要する資金を調達するために使途を限定して発行される「グリーンボンド」が急速に伸びるなど、資金が持続可能な社会の構築に向けてシフトする動きも見られます。

持続可能な社会の構築に当たっては、健全な状態にある環境という基盤の上に社会、経済活動が依存していることを念頭に、社会経済のしくみの中に環境への配慮を組み込み、経済成長や社会基盤の質の向上などを主たる目的とした取組みが環境への負荷の増大につながらないような形とすることが不可欠です。

そこで、私たちの世代が享受する豊かさを次の世代へ引き継げるよう、地球規模で考え、 地域から行動する考え(グローカル)のもと、「環境と共生する持続可能な地域経済の実 現」を視点に据え、取り組むことが必要です。

³⁰性的マイノリティ(Lesbian(レズビアン):女性の同性愛者、Gay(ゲイ):男性の同性愛者、Bisexual(バイセクシュアル):両性愛者、Transgender(トランスジェンダー):からだの性とこころの性が一致しないという感覚(性別違和)を持つ人)のカテゴリーを表す言葉の一つ

(5) 訪れたい、住み続けたい、人を引きつけるまちづくりの実現

我が国の人口は既に減少に転じておりますが、神奈川においても、三浦半島地域や県西地域では人口が減少し、県全体でもまもなくピークを迎え、その後は人口減少が始まると予測されています。また、少子化・高齢化の進展による人口構成の変化に加え、単独世帯の増加など、家族形態も変化してきています。人口減少や人口構成の変化等は、経済、医療・介護等に影響を与えるおそれがあり、特に地域社会では、空き家の増加、公共インフラの老朽化、コミュニティの弱体化、小売店舗、医療・福祉機能、公共交通など生活インフラの存続などが懸念され、安全・安心な地域社会の存続が求められています。

一方、人口減少による過密化の解消は、空間的なゆとりの増加による都市環境の改善につなげる好機としてとらえることも出来ます。また、人口減少社会にあっても、地域の活力を失わず、より魅力的な地域を創出していくため、これまで以上に、地域の歴史・文化・自然環境を大切にし、誰もが住み続けたい地域づくりに取り組むことが必要です。さらに、グローバル化などにより海外からの旅行者を含めた人の往来がこれまで以上に進む中で、地域の資源を観光資源としても磨き上げ、訪問者にとってもより魅力的な地域をつくることで、地域の活性化につなげていくことも期待されます。

そこで、人口減少やグローバル化が進む中で、地域の魅力を高め、にぎわいを創出し、 安全と環境にも配慮した、「**訪れたい、住み続けたい、人を引きつけるまちづくりの実現」** を視点に据え、取り組むことが必要です。

□SDGs (持続可能な開発目標)

2015年9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダは、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組みとして作成されました。そして、2030アジェンダは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際



社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に「SDGs (持続可能な開発目標)」として17のゴール(目標)が掲げられました。

こうした動きを受け、国では、SDGsにかかる施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、全国務大臣を構成員とする「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」が設置(2016年5月20日閣議決定)され、2016年12月22日の会合で、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が決定されました。

この実施指針の中では、地方自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策なども通じ、関係するステークホルダーとの連携の強化など、SDGs達成に向けた取組みを促進することが求められています。

2 対応が望まれる課題

「第1章 社会環境の変化」において示された近年の特徴的な変化等から浮き彫りになった、今後対応が望まれる課題とそれらへの対応についての考え方を、「第2章 1 新たな政策課題を検討するに当たっての視点」を踏まえ、現行の「かながわグランドデザイン」における7つの政策分野別体系に沿って整理しました。なお、原則として、各項目の文章前半で第1章を踏まえた神奈川の現状を、後半で課題への対応方向について考え方を示しています。

(1) エネルギー・環境

- ① 地球温暖化対策の推進
- ② 自然環境の保全
- ③ 循環型社会づくりの推進
- ④ 大気汚染への対応
- ⑤ 都市環境の改善
- ⑥ 分散型エネルギーシステムの構築

(1) エネルギー・環境

①地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策について、国では 2030 年度の国内の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%減、長期的な目標として 2050 年に 80%減をめざすこととしており、排出を抑え温暖化を緩和するための計画 (「地球温暖化対策計画」)及び今後も続くとされる気温上昇とそれに伴う気候変動の影響に対処していくための計画 (「気候変動の影響への適応計画」)を定めています。また、県では 2030 年度の温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で国の目標を上回る 27%減と設定し施策に取り組むこととしています。

そこで、温室効果ガスの排出削減に向けて、産業部門及び業務部門では設備・機器の省エネルギー化とエネルギー管理の徹底や建築物の省エネルギー対策など、家庭部門では低炭素ライフスタイル³¹への転換、運輸部門では次世代自動車の普及拡大やエコドライブの普及啓発など、すべての主体が参加・連携して取り組んでいく必要があります。また、若年層をはじめとして、あらゆる年代への地球温暖化対策に関する環境教育、環境学習に引き続き取り組んでいく必要があります。気候変動の影響への適応に向けては、農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康など様々な面で影響が生じる可能性があることから、県において影響が大きいと考えられる項目に対処するための施策に取り組んでいく必要があります。

②自然環境の保全

神奈川は、都市化が進展した地域がある一方で、丹沢などの広大な山地、山麓の里山、相模川などの河川や東京湾・相模湾の沿岸域、三浦半島の連続した樹林地などが存在し、多種多様な生態系を有しています。これらの森林や里山、河川、海に存在する生きものがその土地の土壌、水、地形や気候などと相互に作用して形成される生物多様性は一度損なわれると回復は困難とされています。丹沢山地をはじめ県の北西部は水源地域としても重要ですが、過去に樹木の立ち枯れやニホンジカの採食による林床植生32の衰退などが深刻化したことから、その再生や回復のための対策が進められています。一方、里山ではニホンジカによる農林業被害やニホンザルによる農業被害、生活被害などが深刻化することで荒廃が進み、里山に生育・生息する生きものの減少や災害防止などの多面的機能の低下などを招く恐れがあります。また、アライグマやタイワンリスといった外来種による在来生物の減少、人や農林水産業への被害の拡大が懸念されています。

そこで、野生鳥獣との軋轢を軽減するため、野生鳥獣との共存をめざして人と鳥獣の棲み分けを図っていく取組みや、ニホンジカやニホンザルの被害の軽減を図る取組みが必要です。また、外来種については状況等に即した防除対策を市町村などと連携しながら引き続き実施していく必要があります。将来にわたって生物多様性がもたらす恵み(生態系サービス)を享受できるようにするために、地域の特性に応じた生物多様性を保全する取組みを進めていく必要があります。

³¹ 二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が少なくなるような生活様式

³² 様々な高さを持った植物の組み合わせによる多層構造を持つ森林の中で、低木以下の階層を構成する植生

③循環型社会づくりの推進

私たちが享受する豊かさを将来の世代にも引き継ぐために、豊かさの源である天然資源の消費を抑制し、生存基盤である環境への負荷をできるだけ少なくする持続可能な社会を作っていく必要があります。そのためには、環境の保全に配慮し、廃棄物を限りなく少なくする生活や産業活動を営み、廃棄物の排出者だけではなく、製品の製造者なども一定の責任を果たすという拡大生産者責任の考え方も取り入れた循環型社会を実現させる必要があります。神奈川における一般廃棄物のうち、生活する過程で発生する廃棄物である生活系ごみの排出量は、県人口が増加している一方で減少傾向にあります。しかし、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物排出量については横ばい傾向となっています。また、再生利用率については一般廃棄物、産業廃棄物ともに横ばい傾向で推移しています。循環型社会の最終目標は、すべてのものが資源として循環することにより廃棄物と呼ばれるものがゼロになるような社会をめざすことにあります。

そこで、3R(リデュース、リユース、リサイクル)に引き続き取り組むことが重要で、中でも天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくためには、リサイクルに先立って、2R(リデュース、リユース)の取組みを推進していく必要があります。

④大気汚染への対応

主な大気汚染物質のうち、微小粒子状物質 (PM2.5) について、2013 年に一時的に値が上昇し、その原因として大陸からの越境汚染が影響した可能性が高いとされていましたが、その後は低下の傾向にあり、2015 年度の全国の年平均値は一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局ともに環境基準を下回りました。神奈川においても年平均値は低下の傾向にあります。 PM2.5 には直接排出されるもの (一次生成)と環境大気中での化学反応により生成されるもの (二次生成)とがあり、後者は特に気象の影響を受けやすいといわれています。

そこで、PM2.5 を低減していくために、一次生成の原因物質対策として、旧式ディーゼル車の運行規制などを通じた粒子状物質の排出抑制の取組みを継続して実施するとともに、二次生成の原因物質対策として、窒素酸化物や硫黄酸化物、揮発性有機化合物(VOC)³³などの排出抑制に引き続き取り組む必要があります。また、常時監視の結果についての情報発信などにも引き続き取り組んでいく必要があります。

⑤都市環境の改善

都市部の気温が郊外と比べて島状に高くなる現象であるヒートアイランド現象が大都市を中心に発生しています。気象庁の報告によると国内の都市化の影響が比較的小さいとみられる複数の地点と主要な大都市とを比較すると、年平均気温の 100 年あたりの上昇は大都市で大きい傾向にあり、特に日最低気温の上昇が大きくなっています。神奈川では横浜、川崎以外の市域においても、市街地で夜間に気温が下がりにくくなる現象が現れている地域があると考えられます。ヒートアイランド現象による影響として熱中症発症の増加や植

^{33 (}Volatile Organic Compounds) :主に塗料、接着剤、溶剤、インクなどに含まれる、揮発性を有し大気中でガス状となる有機化合物の 総称。代表的な物質としては、トルエン、キシレン、ジクロロメタンなどがある

物の開花時期の変化のほか、光化学オキシダント³⁴の前駆物質の高濃度化に関係していることも示唆されています。

そこで、ヒートアイランド現象の発生要因の緩和に向けて、建物からの冷房などによる 排熱の低減、構内や屋上緑化などによる地表面被覆の改善、空の見える割合を考慮したま ちづくりなどに取り組んでいく必要があります。

⑥分散型エネルギーシステムの構築

東日本大震災後、我が国の電源構成のバランスは大きく変化しています。我が国は、低いエネルギー自給率(6%)、電力価格の高騰、温室効果ガス排出量の増加、原子力発電に関する安全性の向上に向けた取組みなど、様々な課題を抱えています。そのような中、県ではこれまで、再生可能エネルギーなどの分散型エネルギーの導入促進や、省エネ・節電の取組みの促進など、「かながわスマートエネルギー計画」に位置付けた取組みを進めています。県内の年間電力消費量の削減率は2016年度には2010年度比で9.3%となりました。また、県内の太陽光発電の導入量は2016年度実績で約91.2万kWとなり、2010年度に比べ、約7倍まで増加しています。しかし、2014年度以降は、電力系統への接続制限、賦課金による国民負担の増大、固定価格買取制度の見直しなどの影響により、太陽光発電の新規導入量が鈍化しています。

そこで、導入マインドの回復に向け、さらなる取組みを進める必要があります。例えば、固定価格買取制度を活用しない自家消費型の太陽光発電を導入する事業者への支援や、ガスコージェネレーション³⁵・水素エネルギーの導入支援、事業者や県民の省エネ・節電意識の向上と取組みの促進に向け、省エネ診断の実施やZEH・ZEBの普及を促進する必要があります。

³⁴ 自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線をうけ光化学反応を起こして作り出される物質の総称

³⁵ 天然ガス、LP ガスなどを燃料として、エンジン、タービン、燃料電池などの方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する システム

(2)安全·安心

- ① 大規模な災害等への対応
- ② 犯罪や事故に対する取組み
- ③ サイバー空間の脅威に対する取組み
- ④ 消費者保護に対する取組み
- ⑤ 感染症や外来生物への対応

(2)安全・安心

①大規模な災害等への対応

今後、発生が想定されている南海トラフ地震や首都直下地震が起きた場合は、人的・物的被害はもちろん、経済的被害も甚大なものになると危惧されています。さらに、近年は豪雨災害でも多くの被害が発生しています。国の中央防災会議は首都直下地震対策について、首都中枢機能の継続性確保のための対策や膨大な数の避難者、帰宅困難者等への対策を推進する必要性について報告しています。一方、内閣府が2016年に行った「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査」によると、災害発生の可能性に関する国民の意識は高く、「ほぼ確実に発生すると思う」、「発生する可能性は大きいと思う」が合わせて6割を超えているものの、災害への備えの重要度については「特に取り組んでいない」、「ほとんど取り組んでいない」が合わせて6割を超える結果となっており、災害発生の可能性に対する意識は高いものの、その備えへの取組みは十分ではないという意識の低さが懸念されています。

そこで、引き続き、一人ひとりの災害に対する意識をその備えへ向けていくよう、個人や地域コミュニティ、学校教育などで実践的な危機管理意識を高めていくための取組みを進めることが必要です。行政機関などにおいては、災害発生時の迅速な情報収集や外国籍の方などにも配慮した、やさしい日本語や多言語での情報発信、避難対策、医療救護対策を図るとともに、さらには減災を意識したまちづくりや関係機関、団体、地域コミュニティなどの相互間の連携の充実など危機管理対策をさらに高めていく必要があります。また、近年拡大する国際テロや弾道ミサイルなどの脅威への懸念が高まっています。今後は、テロや武力攻撃などにおける避難、救援などに備えた対策を検討し危機管理体制を強化していく必要があります。

②犯罪や事故に対する取組み

全国の刑法犯認知件数は 2002 年をピークに減少が続いており、2016 年は 99 万 6,120 件となり、初めて 100 万件を下回りました。県内の刑法犯認知件数においても 2002 年をピークに減少傾向にあり、犯罪情勢には一定の改善がみられます。しかし、児童虐待の通告件数や配偶者暴力・ストーカー事案の相談件数は増加傾向にあるほか、被害者の大半が高齢者である特殊詐欺の 2016 年の合計被害額が約 43 億円に上るなど、依然として予断を許さない状況にあります。

体感治安の向上に直結する子どもや女性、高齢者などが被害者となる犯罪に対する取組みを強化するとともに、個人の防犯意識の向上、防犯ボランティア団体など地域の自主防犯活動の活性化、さらには犯罪防止に配慮した環境設計や最先端技術を取り入れた防犯対策、犯罪被害者等への支援などを進めていく必要があります。

県内の交通事故発生件数は、2000年以降減少傾向が続いている一方で、高齢運転者による交通事故の割合が増加傾向にあり、その対策が喫緊の課題となっています。

そこで、交通的弱者である子どもや高齢者などを交通事故から守るため、従来の施策を 深化させるとともに、交通安全の確保に資する先端技術の普及促進を進めていく必要があ ります。また、高齢化の進展に伴い、認知症が原因とされる行方不明事案が多発しており、 早期発見・保護に向けて関係機関・団体などが連携した取組みを進める必要があります。

③サイバー空間の脅威に対する取組み

インターネットは、世界中の人・モノ・サービスをつなげることで、私たちの生活や経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、日常生活の一部となりました。このような中、インターネット上の脅威も容易に国境を越えるようになり、コンピュータへの不正アクセス行為などによるサイバー犯罪や、コンピュータ・ウイルスなどによる行政サービスや医療機関など重要インフラに対するサイバー攻撃が世界的規模で頻発するなど、サイバー空間における脅威の深刻化が懸念されています。

こうしたサイバー空間を安全に利用できる空間に保つためには、インターネットを利用するすべての人がサイバーセキュリティに取り組むことが重要です。そのため、今後、あらゆる世代に対する情報リテラシー³⁶教育への取組み、さらにはサイバーセキュリティ分野の人材育成など、誰もが安全で安心して利用できるサイバー空間の実現に取り組む必要があります。

④消費者保護に対する取組み

全国の消費生活センターなどに寄せられた消費生活相談の件数は、この数年、年間 90万件前後で推移しています。一方、2016年度の県内の消費生活センターなどで受け付けた消費生活相談総件数は 69,240 件で、ここ数年は年間7万件前後の高水準で推移しています。特に65歳以上の高齢者の相談件数は17,820件で、全体の4分の1以上が高齢者の相談となっています。高齢者の相談1件あたりの平均金額は高額な傾向があり、高齢者の消費者被害は深刻な状況を示しています。また、パソコンに加えスマートフォンが普及し、従来に比べあらゆる世代の消費者がインターネットにアクセスする機会が増えています。それによりインターネット通販や情報サイトの利用が増えるなど、様々な取引や情報入手が可能になった反面、トラブルに巻き込まれるケースも増加しています。そのほかにも、食の安全の問題、教育・保育施設などでの子どもの事故をはじめ、製品の欠陥による事故など、役務・製品の安全に関する問題も懸念されています。

そこで、今後、確実に訪れる超高齢社会の進行、インターネット取引の増加、技術革新に伴って増幅される消費生活上のリスクなどへ的確な対応ができるよう、消費生活相談の充実や年齢層・対象の特性に応じた消費者教育³⁷の推進、高齢者被害への対応強化などに取り組む必要があります。

⑤感染症や外来生物への対応

新型インフルエンザは、新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しています。世界的な大流行(パンデミック)となると、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。現代は、地球規模でヒト・モノが動いている時代であり、地球のどこかで新興感染症の出現が起これば、我が国への侵入も避けられません。2009 年に新型インフルエンザが世界的大流行となり、我が国でも約2千万人が罹患したと推計されました。ここ数年は、新型インフルエンザなどの新興感染症だけでなく、デング熱やジカ熱などの蚊媒介感染症や風しんなどの既存の感染症の流行が生じており、感染症対策の更なる強化が求められています。

そこで、このような感染症の発生に備え、国、市町村、医療機関などとの連携を強化し、

³⁶ コンピュータやネットワークを活用して情報やデータを扱うための知識や能力

³⁷ 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育

2 対応が望まれる課題 (2)安全・安心

予防及びまん延防止対策など地域の実情に応じた事前対策を進めるとともに、万が一発生した場合は、感染拡大を可能な限り抑制して県民の生命及び健康を保護し、県民の生活に及ぼす影響を最小限とする必要があります。また、外来生物であるヒアリやアライグマ、オオキンケイギク(植物)などの侵入・定着化による生活被害や農作物などへの被害が懸念されており、これらの被害を防ぐため、水際での対策などを進める必要があります。

(3) 産業・労働

- ① 観光の振興
- ② 技術革新を生かした産業の振興
- ③ 中小企業への支援
- ④ 農林水産業の振興
- ⑤ 社会的課題へ取り組むビジネスの活性化
- ⑥ 持続可能な消費と生産の促進
- ⑦ 労働力人口減少と産業人材の育成
- ⑧ 働き方の改革
- ⑨ 障がい者雇用の促進

(3) 産業・労働

①観光の振興

海外旅行者数は世界的に増加しており、神奈川への外国人旅行者の訪問者数も 2016 年には 231 万人に達するなど、近年急速な増加が続いています。人口減少と少子化・高齢化が急速に進展し、国内消費が低下する我が国において、新たな市場として成長する訪日外国人旅行者の日本国内での消費(インバウンド消費)の経済効果を県経済に波及させることが求められています。

そこで、県の自然・文化・気候・食に関する観光資源の発掘・磨き上げを行うとともに、ラグビーワールドカップ 2019™ や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会といった世界的に注目される機会を最大限に活用して、魅力的な旅行先としての認知度の向上に努めることが必要です。また、旅行者の滞在日数を伸ばし、消費額を増大させ、旅行者の満足度を高めていくことが重要であり、そのためには、地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを盛り込んだ着地型旅行や、神奈川の歴史・伝統といった文化遺産を生かした旅行商品の開発を促進する必要があります。さらに、対象国への戦略的プロモーションにより海外の富裕層やクルーズ乗船客を取り込んで県内周遊を促進する一方で多言語サービスの提供などに取り組む民間事業者・市町村の動きをさらに後押ししていく必要があります。行政だけでなく観光事業者、観光関連団体など多様な関係者を巻き込んだ観光振興の体制を構築し、神奈川の観光資源を最大限に活用することで、旅行者のニーズの多様化に対応する必要があります。

②技術革新を生かした産業の振興

少子化・高齢化の進展により、我が国の生産年齢人口は 1995 年をピークに減少に転じており、総人口も 2008 年をピークに減少に転じています。こうした少子化・高齢化やそれに伴う人口減少は、我が国経済の供給面と需要面の双方にマイナスの影響を与え、中長期的な経済成長を阻害する可能性があります。このような課題に対する解決策として、近年、目覚ましい進歩を遂げている新たな技術が注目を集めています。新たな技術革新の例として、IoT・AI・ロボットがあげられます。これらの新たな技術や今後さらなる発達が見込まれるICTは、潜在需要を喚起する新商品・サービスの開発のほか、社会課題の解決や生産性の向上、企業の業務効率化にも大きく資すると考えられます。例えば、IoTにより得られるビッグデータを収集・蓄積し、AIを活用して分析することなどにより、従来にない価値の創造や課題解決に資する事例が登場しています。神奈川においても、街中でAIを使った自動走行運転システムの実証実験が行われるなど、新しい技術を応用したモノやサービスが数多く生み出されています。

県ではさがみロボット産業特区を中心とした関連産業の集積を生かし、少子化・高齢化の進行により増加するニーズなどに対応した生活支援ロボットなどの実用化及び普及を進めていますが、県民がその普及を実感できるよう、県民への普及とともに、日本全国、さらには世界において活躍するメイド・イン・神奈川のロボット開発に一層取り組んでいく必要があります。

加えて、神奈川においては、これら新技術の開発や、それらを活用して新たな価値を生み出そうとするベンチャー企業への支援は、企業家の育成から創業支援・成長支援といっ

た段階に応じた支援を行うインキュベーション機能³⁸を持った機関などにより進められてきましたが、今後も産学官のネットワークを活用し、ベンチャー企業の多様なビジネスモデルの展開を促進する必要があります。

健康・医療に関する分野は、国民の健康長寿を実現することを通じて新産業の創出や市場規模の拡大が見込まれます。また、それらを海外展開することで世界の健康医療の質の向上にも寄与することが期待されています。県では超高齢社会において成長産業となり得る「未病産業」の創出・育成にいち早く取り組んでおり、引き続き健康増進や未病の改善につながる商品、サービスの創出・育成に取り組んでいく必要があります。また、未病産業の更なる発展に向けて、中小企業の参入支援、国際展開などを支援していく必要があります。

以上のように、将来にわたって県内経済の持続的な成長を図り雇用を生み出していくためには、研究機関や大学などの知の集積に加えて、特区制度を活用することなどにより、 県が持つポテンシャルを発揮して次世代の成長産業を神奈川から創出・育成し、経済のエンジンを回す原動力としていく必要があります。

③中小企業への支援

人口の減少や少子化・高齢化による国内需要の変容、また、グローバル化による国際競争の激化など、中小企業を取り巻く市場環境の変化は激しくなっています。加えて、IoT、AI、ロボットなどといった新技術の発展や多様化する嗜好に合わせた少量多品種生産など、従来とは異なった事業展開が求められるような場面も多くなってきました。

このような状況の中で中小企業が継続して成長していくためには、時代の変化に機敏に 反応できるその柔軟性と機動力を生かし、既存の事業にこだわらず、積極的に新市場の開 拓や新たな事業の展開に取り組んでいくことが重要です。また、経営者の高齢化が進む中 で、地場産業や伝統工芸産業を含め、多くの後継者問題に直面しており、中小企業が独自 に磨いてきた技術が次世代に継承されない懸念が高まっています。そこで、稼げる中小企 業への転換により、2代目、3代目と事業を受け継ごうと思える環境をつくることが重要 であるほか、第3者への譲渡などを経営者が検討する際の相談先として、事業引継ぎ支援 センターのような機能の充実が必要となってくると考えられます。

県内の事業所数の約99%を占める中小企業は、ものづくりや商品・サービスの提供を通じて地域の活性化や雇用の確保に大きく貢献するなど、県民生活の向上と地域経済の発展に重要な役割を果たしています。県経済、ひいては日本経済全体の活力ある発展を牽引していけるよう、中小企業の技術開発の支援や経営基盤の強化、事業承継などへの支援のほか、中小企業同士の交流促進によるイノベーションの創出やロボット産業などの成長分野への参入促進などに取り組む必要があります。

④農林水産業の振興

農林水産業では、高齢化や生産年齢人口の減少による担い手不足、人口減少に伴う国内市場の縮小、廉価な輸入品との競合など厳しい状況が続いています。その一方で、農林水産業は国民への新鮮で安全な食料の供給のほか、国土の保全、水源かん養³⁹、自然環境保

³⁸ 起業の支援、創業間もない企業、中小企業の事業が軌道に乗るように支援する機能

³⁹ 森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能

全、景観の維持などの多面的機能を有しており、今後も持続的に発展させていく必要があります。神奈川の農業は、農家一戸あたりの耕地面積は全国平均に比べて小さいものの、900万人を超える県民の身近で営まれ、野菜や花を中心に高い技術力を生かした経営が行われています。

そこで、地産地消を推進するため、消費地に近接した特徴を生かし、県民ニーズに応じた新鮮で安全安心な農畜産物の生産と、ブランド力の強化などを通した県民への認知度の向上による県産農畜産物の利用拡大を図り、農業の経営安定や地域の活性化につなげていく取組みが引き続き必要です。また、水産業においては資源管理によって水産資源を適切に利用していく必要が、林業においては引き続き県産木材の利用拡大に資する取組みを実施していく必要があります。農林水産業における労働力の確保については、担い手の育成を基本としつつ、法人・企業の参入を図りながら、農業の生産性向上と担い手への農地集積に資するよう農業生産基盤を整備するとともに、ロボット技術やICTなどを取り入れ、超省力・高品質生産を実現する新たな農業(スマート農業)の拡大などに取り組み、競争力の高い農林水産業を振興していく必要があります。

⑤社会的課題へ取り組むビジネスの活性化

地域社会においては、環境保護からまちづくりなどに至るまで、解決しなければならない様々な社会的課題が数多く存在します。行政だけではこうした社会的課題への対応が難しくなっている中で、社会的課題やニーズを市場としてとらえ、ビジネスの手法を活用して課題解決などに取り組むソーシャルビジネス(SB)/コミュニティビジネス(CB)もその市場規模を拡大させており、新たなビジネス分野として注目を集めています。

こうした取組みは、定年退職した人が自分の強みを社会のために発揮したり、子育てを終えた女性がその経験を生かしたり、若者が社会的課題の解決に自分の生き方を見出したりするなど、「困っている人を支援したい」「自分の能力や技術を社会のために役立てたい」と考える様々な立場の人々が様々な形で社会とかかわるビジネスです。それは、社会的課題の解決と同時に、活動をする人のやりがいにもつながります。また、こうした取組みによる新たな産業や雇用は地域の活性化にもつながると考えられ、地域経済の好循環にも資すると考えられます。

そこで、NPOなどとともにSB/CBに取り組むベンチャー企業や社会的企業の活動を支援していくことが必要です。

⑥持続可能な消費と生産の促進

世界的には今後も人口増加が続き、天然資源に対する需要は増大することが予想され、 汚染物質や産業廃棄物の排出量の増大、大気汚染などにより環境への負荷が増大する恐れ があります。また、経済効率を重視するあまり、労働者が劣悪な労働環境の下で従事させ られたり、児童労働の事例も報告されています。また、世界には栄養不良や飢餓に苦しむ 人たちがいる中で、先進国では様々な事情から食べられるのに捨てられてしまう食品が多 くあります。私たちが現在享受する豊かさを将来の世代にも引き継ぐために、豊かさの源 である天然資源の消費を抑制して廃棄物ができるだけ少なくなるような産業活動を営むこ とで、私たちの生存基盤である環境への負荷ができるだけ少なくなる持続可能な社会を作 っていくことが必要となります。また、労働環境を改善していくことは人道上必要なだけ でなく、安定した生産活動の継続に繋がります。多くの企業ではこれまでも「CSR(企業の社会的責任)」の活動を通して社会課題の解決に取り組んできました。こうした中、環境や社会に関する課題の解決を企業の事業活動を通して実現しようとする「ESG投資」が現在急速に伸びています。持続可能な社会を作っていくために、企業は事業を通して環境や社会の課題の解決に積極的に関わることが今以上に求められることが予想されます。

そこで、神奈川においても、自然環境や社会に配慮した持続可能な消費と生産を念頭に、 様々な主体の活動が営まれることを促進する必要があります。

⑦労働力人口減少と産業人材の育成

少子化・高齢化の進展により生産年齢人口は減少し、長期的な労働力人口の減少が見込まれています。また、緩やかな景気回復基調を背景とした雇用情勢の改善などにより、既に様々な分野で人手不足の状況にあります。一方、AIやロボットなどの産業への浸透が進むことで、産業人材に求められるスキルも大きく変容していく可能性があります。

これまでも、女性、高齢者、外国人労働者などの雇用が促進されるよう取り組んできましたが、今後も安心して働くことのできる環境を整えていくことが必要です。女性については、引き続き、雇用促進に取り組むとともに、特に子育て世代の女性の希望を叶える就労環境の整備を行うなど、女性が活躍しやすい労働環境づくりを推進することも必要です。また、企業などとも連携し、意欲と能力のある限り、年齢にかかわりなく働き続けることができるような環境づくりも必要です。さらに、専門的・技術的分野における高度外国人材の就業の受入れについても積極的に取り組んでいく必要があります。

I o T、A I、ロボットなどの第4次産業革命により変容する仕事や新たに創出される 事業、労働形態の変化に応じた教育や人材の育成が今後ますます重要になってきます。第 4次産業革命が世界規模で進む中で、県としてどのような知識やスキルを持つ産業人材を 育てていくのか、県内の大学や様々な企業・研究機関などとも意見を交わしながら、長期 的な視点に立った検討が必要です。その際には、その人材が活躍できる場や環境の整備も 合わせて検討し、県経済のみならず、日本経済を牽引し、世界に貢献する神奈川の実現に 向けた人材育成という視点も重要です。

⑧働き方の改革

我が国は、急速な少子化・高齢化が進んでおり、生産年齢人口の減少が見込まれています。こうした中、経済を持続的に発展させていくためには、働く意欲と能力があるすべての人が生き生きと働くことができる社会を実現していくとともに、働く人一人ひとりの労働生産性を向上させていく「働き方改革」を推進していくことが重要です。

そのため、仕事の仕方の見直しやICTの活用などにより、長時間労働の是正、育児・介護と仕事の両立といったワーク・ライフ・バランスの実現をめざすとともに、将来を担う若者が安心して働き続けることができるよう労働環境の整備を進め、正規労働者と非正規労働者の賃金格差の是正も図っていく必要があります。

また、女性が働きやすい職場環境を整備し、育児などで一旦離職した方でもキャリアが 適切に評価され再就職に繋げられるようにすることも大切です。

さらに、「人生 100 歳時代」が到来する中、働く意欲と能力がある方が年齢にかかわりなく生涯現役で活躍し続けられるような雇用環境の整備も必要です。

適正な労働時間や子育て・介護・病気の治療と仕事の両立といったワーク・ライフ・バ

ランスの実現は、企業にとっても優秀な人材の確保・離職防止、社員の意欲向上に資する ものであり、生産性の向上に繋がるといった大きなメリットもあることから、社会全体で 「働き方改革」を推進して、経済のエンジンを回し、地域社会の活力を維持向上させてい く必要があります。

⑨障がい者雇用の促進

我が国の障がい者雇用については、障がい者の就労意欲の高まり、企業の理解や取組みの進展、就労支援機関などの支援体制の充実などにより、全国の障がい者雇用者数が約50万人と過去最高を更新するなど大幅に増加するとともに、雇用障がい者に占める精神障がい者の割合が高まるなど、大きな変化が生じています。県においても、障害者雇用促進センターを中心に様々な取組みが進められており、障がい者の雇用率は着実に増加しているものの、民間企業における障がい者雇用率は法定雇用率の2.0%を下回っています。また、2018年4月からはさらに法定雇用率が引き上げられ、対象となる事業主の範囲も広がるため、特に取組みが遅れている中小企業への支援が重要となってきます。

そこで、障がい者の採用をためらう企業に、障がい者の就労実態を知ってもらう機会や、働きたい障がい者と企業を結び付ける機会を拡大するなどの支援を実施していく必要があります。また、就労を希望する障がい者への職業能力開発機会の拡充や、増加する精神障がい者の復職支援、生活リズムや給与の管理など就労に伴う生活面での課題へのフォローなど、職場定着に向けた障がい者本人への継続的な支援も非常に重要です。こうした取組みを一層進めるため障害者雇用促進センターをはじめとした様々な関係機関が相互に連携を図り、障がい者が誇りを持って自立した生活を送ることができる環境を整備することが必要です。

(4)健康·福祉

- ① 最先端医療・最新技術の追求
- ② 未病を改善し健康に長生きできる環境の整備
- ③ 地域医療体制及び地域包括ケアの推進
- ④ 保健・医療・福祉人材の育成・確保
- ⑤ 障がい者とともに生きる社会づくり
- ⑥ 経済的支援が必要な人への対応

(4)健康•福祉

①最先端医療・最新技術の追求

再生・細胞医療については、世界中で実用化に向けた研究が盛んに行われています。これまで有効な治療法のなかった疾患の治療や機能障害の回復といった成果とともに、iPS細胞による創薬や医療機器の開発などによる再生医療市場の拡大及び経済効果にも大きな期待が寄せられています。県では、「最先端医療・最新技術の追求」と「未病の改善」の2つのアプローチを融合させたヘルスケア・ニューフロンティアの取組み40を進めていますが、臨床研究機能の一層の強化や実用化に向けた支援など、全県が国家戦略特区であることを生かした再生・細胞医療の実用化・普及のための取組みをさらに推進していく必要があります。一方、超高齢社会の進展に伴う医療費の増大に対する懸念は大きく、また、診療科目・地域による医師数の偏りなど医療提供体制上の課題も顕在化しています。

そこで、医療・健康情報のビッグデータ分析などにより、医療の効率化や地域格差の解 消などを促進する必要があります。

②未病を改善し健康に長生きできる環境の整備

平均寿命が延びる中、県内だけで 50 万人の高齢者が就業しているなど、元気な高齢者が増えています。一方で、平均寿命の延びに比べて健康寿命の延びは小さくなっています。今後、平均寿命と健康寿命の差が広がれば、医療や介護を必要とする期間が長くなり、高齢者の生活の質の低下や社会保障費の増大が懸念されます。

他の世代においても、例えば 20 歳代の女性で「やせ」(BMI18.5 未満)とされる人が 20%以上いることも課題となっています。「やせ」による潜在的な栄養素の不足は、出産の際に生まれてくる子どもの体重不足や、その子どもが将来、生活習慣病にかかるリスクを高めると言われています。

そこで県では、食事や運動、ストレス対策、こころのケアなど、健康を促進する生活習慣の普及啓発を進め、あらゆる世代が未病を改善し、健やかなライフスタイルを実現できるよう、世代ごとの特性に応じた取り組みを進めていますが、今後もさらなる推進が求められます。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機としたスポーツへの関心の高まりを生かし、運動習慣につなげていく取組みも期待されます。

また、地域による健康格差や、所得、環境、職業などによる健康格差を是正するため、 社会環境を整備していく必要があります。社会や地域とのつながりの希薄化が心身の活力 低下を招くことから、単身生活をしている人が孤立しないような地域コミュニティづくり や、外出や余暇を促すようなまちづくりが求められます。

③地域医療体制及び地域包括ケアの推進

高齢者の慢性疾患の罹患率増加や在院日数の短縮などにより、疾患や障がいを抱えて自 宅で生活する高齢者が増加しています。老化や疾患による心身機能が低下するなどして通 院が困難になる高齢者もおり、在宅医療に対するニーズは増加しています。県においても、 今後の高齢化の進展に伴い在宅医療などを必要とする患者数は増加すると推計されており、

⁴⁰ 健康寿命の延伸と未病産業などの新たな市場・産業の創出を目指す取組み

現在の医療体制のままでは在宅医療を支える体制が不十分となる懸念があります。また、 救急自動車による搬送も、高齢者の搬送割合が年々増加しており、今後も増えていくと予 測されています。

こうした課題に対応するため、在宅医療を支える診療所・訪問看護事業所の設置を促進し、地域による偏りの改善に向けた取組みを進めるとともに、ICTの活用やプライマリケア⁴¹の普及などの地域医療体制の構築、救急医療体制の充実を推進する必要があります。

また、医療ニーズを併せ持つ要介護高齢者や認知症高齢者の増加により、介護と医療の連携の重要性が高まっています。高齢者の生活の質を維持しながら、住み慣れた環境でできるだけ長くくらすためにも、終末期ケアを含む在宅医療の充実に加え、サービス付き高齢者向け住宅など高齢者向けの多様な住まいを普及させていく必要があります。

さらに、様々な手法を活用したひとり暮らし高齢者の見守りや徘徊高齢者の早期発見・保護などの体制の充実、「交通弱者」「買い物弱者」を支援するためのコミュニティバスや移動販売の促進など、高齢者の孤立化を防ぎ、地域において住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアをさらに推進する必要があります。

④保健・医療・福祉人材の育成・確保

医療技術の進歩により医療が高度化・複雑化するとともに、高齢化や在院日数の短縮などによって医療提供の場は多様化しています。また、患者や家族の医療に対する期待や権利意識、医療安全に対する意識が高まっていることなどから、専門性の高い医療従事者が求められています。しかし、県では医療従事者数が概ね全国平均を下回っているのが現状です。

医療の効率性や安全性を担保し、より質の高い医療を提供するために、質の高い医療人材を育成・確保するとともに、地域でのくらしや看取りを支えるためのプライマリケアを担う総合診療医の育成や、不足する診療科や地域に勤務し地域医療に貢献する医師の確保、多職種によるチーム医療を進めるための人材育成・確保が必要です。

介護分野においても、2014 年度に行った推計によると、県では 2025 年に2万5千人の介護人材が不足すると推計されており、介護人材確保に向けた取組みが求められています。また、介護保険制度や障害者総合支援法などにより、利用者本位の質の高い福祉サービスに対する需要が増大する中、支援の個別化・多様化への対応が求められています。さらに、不登校や児童虐待など支援が必要な子どもの増加や、発達障がいの早期発見・早期療育など、教育と福祉の連携を深める必要性も高まっています。

そこで、多様化する生活課題・障がいなどに対応できる専門性の高い福祉人材を育成するとともに、スクールソーシャルワーカーや保健師など、子どもと家族を支援する人材の 資質向上が必要です。

また、働きながら治療を受けるがん患者や企業などで働く障がい者の増加に伴い、産業カウンセラーやジョブコーチ⁴²などの育成などを進める必要があります。

^{*1} 患者の抱える問題の大部分に対処でき、かつ継続的なパートナーシップを築き、家族及び地域という枠組みの中で責任を持って診療する 臨床医によって提供される、総合性と受診のしやすさを特徴とするヘルスケアサービス

⁴² 障がい者の就職・定着のための支援を実際の職場において行う専門職

⑤障がい者とともに生きる社会づくり

2016年に起きた津久井やまゆり園事件を契機に、障がい者の生活の場について、大きな議論が巻き起こりました。県は、「ともに生きる社会かながわ憲章」を掲げ、取組みを進めてきましたが、障がい者の地域生活の実現に向けては一層の取組みが必要です。グループホームや相談支援事業所など、障がい者の地域生活を支えるサービス提供基盤の整備を進めるとともに、「こころのバリアフリー」に向けた普及啓発をさらに行っていくことが重要です。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の施行を受け、教育や医療、公共交通、雇用などあらゆる場面における差別解消や合理的配慮の具体的措置の推進が求められています。障がい特性に応じた就労継続支援やテレワークの推進などによる障がい者雇用の促進を図るとともに、公共施設・交通のバリアフリー化の促進及びICTを活用した情報アクセシビリティの向上が必要です。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたユニバーサルデザインのまちづくりという点からも、情報アクセシビリティ向上への対応が急がれています。

⑥経済的支援が必要な人への対応

生活保護を受給している世帯は、全国で約 163 万世帯、県内では約 11 万6千世帯にのぼり、中でも高齢者世帯が増加しています。また、生活保護を受けていなくても、非正規雇用者やひとり親家庭など、経済的に困窮している人たちは増加しています。ひとり親家庭の相対的貧困率は 50.8%と高い水準であり、子どもの教育格差や貧困の連鎖に対する懸念が高まっています。 2015 年に施行された生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業などの取組みをさらに進め、多様化・複雑化する生活課題に対し包括的な支援を行うことが重要です。

また、テレワークやワークシェアリングの推進など、ひとり親や高齢者も働きやすい柔軟性のある働き方を実現するとともに、同一労働同一賃金の実現など、非正規労働者の所得の状況も注視していく必要があります。

(5)教育・子育で

- ① 一人ひとりの生きる力を高める教育
- ② ともに生きる社会の実現に向けた教育
- ③ 地域全体で支える人づくり
- ④ 子育て環境の整備
- ⑤ 若者などの自立に向けた取組み
- ⑥ 社会的養護が必要な子どもへの対応
- ⑦ 子どもの貧困対策

(5) 教育・子育て

①一人ひとりの生きる力を高める教育

県では、確かな学力向上の推進やグローバル化、情報化に対応した教育の推進など、一人ひとりの生きる力を高める学校教育の推進に取り組んでいます。社会の変化が加速度を増し予測困難になってきているこれからの時代においては、子どもたちはその変化に主体的に向き合い、人間ならではの感性や創造性を発揮して、社会や人生を豊かにしていくことが期待されます。一方で、判断の根拠や理由を明確に示しながら自分の考えを述べることや、学習したことを生活や社会の中の課題解決に生かしていくことに関して課題があることが指摘されています。また、近年、幼児期にいわゆる非認知的能力⁴³といったものを身に付けることが、大人になってからの生活に大きな差を生じさせるという研究成果などが報告されており、幼児教育の重要性への認識が高まっています。

そこで、学ぶことに興味や関心を持ち、自ら新たな問いを立ててその解決をめざして、他者と協働しながら新たな価値を創造する力を育み、社会を牽引するグローバル人材や技術革新の成果などを生かしてイノベーションを牽引する人材を育成する教育を充実させる必要があります。また、人づくりの担い手である教員の資質能力向上を図るとともに、教育施策に関する調査研究や優れた教育実践に基づき教育の質の向上を図っていく必要があります。さらに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の質の向上を図っていく必要があります。

②ともに生きる社会の実現に向けた教育

第三者による把握が困難なSNSを利用したネットいじめをはじめとする新たないじめが発生するなど、いじめが複雑化・潜在化しています。また、県では支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことをめざすインクルーシブ教育を推進しており、個別の教育的ニーズに対応する「多様な学びの場」で学ぶ子どもたちは増えています。さらに、国際化の進展や社会経済のボーダレス化が進む中、日本語指導が必要な児童生徒数は愛知県についで2番目に多く、全国的にみても国際色豊かな学校が多くなっています。児童生徒はそれぞれ異なった外国とのかかわり方をしており、必要としている指導や支援は多様化しています。

そこで、いのちの授業などの教育活動を通じて、自分を大切にする心や他者への思いやり、お互いを支え合おうとする心の育成に取り組み、子どもたち自らがいじめの問題に向き合う意識を高めていく必要があります。また、いじめの早期発見・早期解決に向け、相談体制や支援体制を充実させる必要があります。また、引き続きインクルーシブ教育を推進し、小・中学校から高校までの連続性ある「多様な学びの場」の提供や切れ目のない支援体制を整備しつつ、共に学び育つことによる相互理解を促進していく必要があります。さらに、外国につながりのある児童生徒の教育に当たっては、家庭や地域と連携し、一人ひとりの置かれている環境や日本語能力に配慮した指導・支援を充実させるとともに、多文化を感じられる環境を生かした異文化理解の促進に取り組む必要があります。

⁴³ 社会情動的スキル。「長期目標の達成」「他者との協働」「感情を管理する能力」の3つの側面に関する思考、感情、行動のパターンであり、学習を通して発達し、個人の人生ひいては社会経済にも影響を与えるもの

③地域全体で支える人づくり

家庭環境の多様化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てについての悩みや不安を相談できる相手が身近にいないといった家庭が増えていることから、社会全体で家庭教育を支える必要性が高まっています。一方、人生 100 歳時代を迎えるに当たって、これまでの「教育―仕事―引退生活」という3ステージのモデルから、教育と仕事を繰り返し、複数のキャリアを経験するマルチステージの人生へ転換する必要性が指摘されており、県では人生 100 歳時代の人生設計を描く取り組みを進めています。複数のキャリアの積み重ねの中で、地域や社会の課題解決のために活動することもより一般的になり、例えば、人生経験豊かな高齢者などが若い世代に多様な価値観を伝えてくれることも期待されます。

そこで、経験豊かな地域の人材の協力を得て、子どもたちの様々な体験活動や地域住民との交流活動などを支援することなどを通じて地域の教育力を高め、地域全体で子どもを育む環境づくりを進める必要があります。また、誰もが生涯を通じて学び、活躍できるために、すべての人にライフステージに応じた学習機会を確保し、いつでも学び直しができる環境づくりに一層取り組んでいく必要があります。そのためには、学校・地域・家庭・企業などのそれぞれの役割に応じた「学びの場」と「活躍の場」をつなぐしくみづくりをさらに推進していくとともに、現役世代からの社会参加を促進していく必要があります。

④子育て環境の整備

国をあげて子育て支援の取組みが進められてきましたが、都市部を中心に保育所等待機児童数は増加傾向にあります。また、放課後児童クラブの待機児童数も過去最高を記録していることから、取組みが保護者のニーズに応えきれていない状況がうかがえます。神奈川においても、2017年には保育所等利用待機児童数が7年ぶりに増加したほか、放課後児童クラブを利用できなった児童数も他の道府県と比較して多い状況が続いています。また、保育所等待機児童の解消に向けて量的拡大が急速に進められる一方で、保育の質が懸念されており、質的向上にも取り組む必要性が指摘されています。

そこで、安心して子育てができるよう、保育士等の確保・育成や保育所等の設置促進・幼稚園の活用などによる量的な拡充を進めるとともに、研修機会の確保などにより保育等の質的向上にも取り組む必要があります。さらに、病児保育など保護者のニーズに応じた支援を拡充するとともに、レスパイトケア⁴など保護者自身に向けた支援、保護者・事業者双方に向けた保育や教育に関する好事例の情報発信などにも取り組む必要があります。このほか、幼児期以降の子どもの健やかな育ちを支援するため、放課後の遊びや学びの場を充実させるとともに、多様な世代が子育てに関わり、地域社会全体で子育てを支援する環境を整える必要があります。また、既存の国の制度が現場のニーズに合っていないことが課題である場合には、制度改善を国へ要望していくことも重要です。

加えて、男女関わりなく余裕をもって心豊かに子育てを行えるよう、長時間労働の是正 や在宅勤務の拡大など、働き方とともに働く場所も改革し、ライフステージに応じた柔軟 な就業を可能とする必要があります。

^{**} 乳幼児や障がい児・者、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族 支援サービス

⑤若者などの自立に向けた取組み

全国的にみた不登校の状況は、高等学校において減少傾向にあるものの小中学校においてはここ数年増加傾向にあり、取組みの強化が求められています。神奈川においても傾向は同様であり、減少に向けては未然防止及び早期発見、初期対応の取組みが重要です。

また、若者を取り巻く状況として無業状態の長期化やひきこもりの高齢化を問題点としてあげる声もあり、詳細な実態把握の必要性が指摘されています。

このような状況を背景として、学校においてはスクールカウンセラーなど専門職による 相談体制を充実させることが重要であると同時に、フリースクールなど学校以外の学びの 場との連携を拡充し、真に子どもに寄り添う支援体制を強化していく必要があります。ま た、変化が著しい現代においては、豊かな人間性や自己肯定感など、社会の変化に対応し ていくための生きる力が重要であり、引き続き取組みを進める必要があります。

職業的な自立に関しては、キャリア教育を推進し一人ひとりにふさわしいキャリアを形成していくために必要な能力や態度を育てるとともに、働くことに悩みを抱える若者に対しては、地域若者サポートステーション⁴⁵などを活用しながらそれぞれの状況にあった支援が重要です。また、長期化する無業状態やひきこもりについては、福祉、医療、教育、雇用などに関する総合的な支援が重要であり、関係機関の連携強化とともに、年齢に関係なく必要な支援が受けられる環境を整える必要があります。

⑥社会的養護が必要な子どもへの対応

法律の制定など児童虐待に対する取組みは強化されてきましたが、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、2015 年度には 10 万件を超えました。また、虐待をはじめとする社会的養護が必要な子どもたちへの支援に関し、国は、社会的養護はできるだけ家庭的な養育環境の中で行われる必要があるとし、里親をはじめとした家庭養護を強力に推進する方針を打ち出しています。

神奈川においても児童虐待相談受付件数は年々増加しており、対策の強化が指摘されています。また、家庭と同様の養育環境である里親への委託率が伸び悩んでいることから、 里親制度をさらに推進していくための取組みが求められています。

児童虐待に対応するためには、早期発見、早期対応のための各種機関との連携が不可欠であり、地域における見守りの普及とともに、現場である児童相談所の充実と職員の専門性向上の取組みが必要不可欠です。また、家庭環境により近い安定した人間関係の中での育ちを促進するために、児童養護施設などの小規模化などに取り組むとともに、施設養護から家庭養護への移行を強力に推進していく必要があります。特に里親への委託を増やすためには、養育里親の登録数を向上させる必要があり、一層の理解促進が重要となってきます。さらに、子どもへの支援だけでなく、子どもの養育に困難を抱える家庭への支援を充実させることなど、社会的養護が必要な子どもを生み出さない取組みにも力を入れる必要があります。

⁴⁵ 働くことに悩みを抱えている15歳~39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う機関

⑦子どもの貧困対策

日本における子どもの貧困率は 1990 年代半ばごろから増加傾向にあり、2012 年には過去最高の 16.3%に達しました。このような状況を背景として、2014 年に子どもの貧困対策に関する大綱が策定され、現在国をあげて取組みが進められているほか、民間事業者などによる学習支援や子どもの居場所づくりの取組みも広まりを見せています。県においても、かながわハイスクール議会での提案を受け、高校生や大学生も構成員とした「かながわ子どもの貧困対策会議」を設置するなど子どもの貧困に対する取組みを進めてきました。しかし、2015 年の時点でも7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下という厳しい環境に置かれており、生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、対策を進めることは極めて重要です。

貧困の連鎖を断ち切るためには、生活困窮度の高い母子世帯への支援を充実させる必要があり、保護者に対する就労の支援や生活を立て直すための支援など、安定した経済基盤を維持できるようにするための支援が重要となってきます。一方で、子どもの貧困問題については、低栄養状態がその後の成長に招く影響や、相対的に低位な自己肯定感といった精神面における課題、学力や進学率といった学習面における課題など、多面的な課題への取組みが必要であり、複合的な対応が求められます。子どもの貧困に取り組むNPOなどへの支援を強化するとともに、各々がより一層連携して取り組んでいくしくみを構築する必要があります。また、子どもの貧困や相対的貧困について現状を正しく理解してもらうことがそれらの活動を下支えするものであり、理解促進に向けた取組みを一層進める必要があります。

(6) 県民生活

- ① ともに生きる社会の実現
- ② 男女共同参画の推進
- ③ 長寿社会における活躍支援
- ④ 多文化共生の推進
- ⑤ 文化芸術の振興

(6) 県民生活

①ともに生きる社会の実現

ヘイトスピーチや津久井やまゆり園事件、いじめの認知件数やインターネット上の人権 侵害の増加など、人権に関する憂慮すべき状況が続いています。一方で、2016 年に「障害 を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されたほか、 2017 年度から高校で使われる教科書に性的マイノリティ(LGBT)に関する記述が登場 するなど、近年人権問題への関心が高まっています。

県においても、障がい者への偏見や差別を排除するために「ともに生きる社会かながわ 憲章」の普及に取り組んでいるほか、性的マイノリティ(LGBT)の尊厳と社会活動を 象徴するレインボーフラッグを模して本庁舎をレインボーにライトアップするなど、啓発 活動に取り組んでいます。

人権はすべての人が生まれながらに持つ権利であり、人権教育・人権啓発や相談支援体制の強化のほか、多様な就業形態の確保、手話を含む多言語による情報提供の拡大などにより、不合理な差別や性別による固定的役割分担意識の撤廃に向けた取組みを一層推進していく必要があります。「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」(2015年11月閣議決定)はユニバーサルデザインの考えに基づいたまちづくりや、「こころのバリアフリー」を推進することとしており、同大会は、誰もが個人として尊重され、排除されたり孤立することなく、生き生きとした自分の人生を享受することのできる社会の実現に向けて、社会のあり方を大きく変える絶好の機会となります。

多様な人々を理解し、尊重する姿勢を持つことがそれらの取組みを下支えするものであり、そのためには、相互にやり取りを交わしながら理解を深めていく必要があります。

②男女共同参画の推進

豊かで活力ある男女共同参画社会の形成に向けて様々な取組みがなされた結果、女性が活躍する分野は広まっており、消防団員数や大学進学率が増加傾向にあるほか、起業意欲も高まりをみせています。一方、家事、育児、介護といった家庭を支える分野における男性の参画はさほど進んでいないほか、所定内給与における男女間格差の問題など、未だ実感としての男女共同参画が進んでいない現状も見受けられます。

県においても、メンバーをあえて男性に限定したかながわ女性の活躍応援団といった取組みを進め、社会全体で女性の活躍を応援する社会的ムーブメントの拡大に取り組んでいますが、女性の就業継続については若年層の方が否定的な傾向にあるという調査結果もあり、次代を担う子どもたちへどのようにアプローチしていくことが男女共同参画を進めるうえで効果的なのか検討する必要があります。

晩婚化、晩産化が進む中においてはダブルケア⁴⁶の問題も深刻化しており、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」といった性別による固定的役割分担意識にとらわれずに、誰もが個性と適性に応じた自分らしい人生を歩める社会を実現していく必要があります。 そのためには、長時間労働を当たり前とするような働き方を変革し、家庭を支える分野へ

⁴⁶ 育児と介護を同時に行うこと

の男性の参画を強力に推し進めることが重要です。加えて、女性の社会参画を後押しする ために、在宅勤務や短時間勤務などライフスタイルに合わせた多様で柔軟な勤務形態の導 入促進や希望者への起業支援、男女双方に向けた意識改革を促す取組みをさらに進める必 要があります。また、配偶者などからの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害 であり、男女共同参画を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。暴力の未然防止 や被害者の自立に向けた支援の充実、強化が求められています。

個人の主体的な選択の下、すべての人が社会を構成する一員として個性や能力を発揮できる環境の整備と機運の醸成が、今後ますます大切になってきます。

③長寿社会における活躍支援

2016 年度の内閣府の調査によると、ボランティアへの参加の妨げとなる要因の第一位は 参加する時間がないためであり、次いでボランティア活動に関する十分な情報がないため となっています。また、高齢者が増加する中、就業意欲の高い高齢者や、情報通信機器を 活用しながら積極的に社会とかかわろうとするアクティブな高齢者の存在が見受けられる 一方で、2013 年度の内閣府の調査によると約4割の高齢者が過去1年の間に趣味などを含 めたグループ活動に参加していないなど、2極化が進んでいます。

一人ひとりが生き生きと充実した人生をおくるためには、生きがいや人との関わりがとても大切です。趣味や家族・友人などとの時間を過ごすことのほかに、人生の後半期においても自らの価値を社会へ還元していくことも生きがいの選択肢となりうるような人生設計を考えることが必要になっています。ライフキャリア教育⁴⁷などを通じて子どものころから自分らしいライフプランをデザインする力を育成するとともに、それが実現できるような環境を整えることがとても重要です。現役時代からボランティア活動など仕事以外の活動に積極的に参加できる多様で柔軟な勤務形態や、就労を希望する高齢者に向けた高齢期に適合した働き方を可能とするしくみづくりを積極的に推進するなど、人生 100 歳時代にふさわしい社会参加のあり方や働き方が求められています。

また、少子化、高齢化の社会では、元気な高齢者が地域のリーダーとなって支え合うしくみが不可欠です。何らかの方法で社会貢献をしたいと考える高齢者も多いことから、様々な媒体を活用して地域活動などに関する情報を積極的に発信するなど、参加しやすくするための取組みが一層重要になります。

さらに、生涯学習などの学びを社会参加や就労に結びつけることによってそれらの活動は相乗的に効果を上げると考えられることから、多様な世代との交流を念頭に、大学やNPO、企業などと積極的に連携していく必要があります。

④多文化共生の推進

国内の外国人入国者は増加していますが、その傾向は神奈川においても同様であり、2016年に神奈川を訪れた外国人旅行者の訪問者数は約231万人となったほか、神奈川でくらす外国籍県民は、2017年1月現在、18万5千人を超えています。また、ダイバーシティ&インクルージョンの考えが企業を中心に広まりを見せるなど、多文化共生社会を身近に感じ、多様な価値観が新たな財やサービスを生み出すことを実感する機会が増えています。

^{*&}lt;sup>7</sup> 学生が卒業後を考えるうえで、仕事、結婚、育児、介護などのライフイベントを、性別によって役割を固定的に考えることなく、自分が望む働き方・生き方を選択できることをめざした教育

今後もこのような状況は続いていくと考えられ、国籍、民族、信仰や文化の違いを超えて多様性を理解し、一人ひとりが互いに認め合うことや、外国籍県民なども地域で共にくらす一員として、まちづくりや地域づくりに主体的に参加し、言葉や習慣の壁などにより不便や疎外感を感じることなく、地域で活躍できる社会づくりをすることが重要となっています。そのためには、交流を深め、互いに相手を知る多文化理解が重要であるとともに、外国籍県民などがくらしやすい環境づくりを進めていく必要があります。また、日本人も若いうちから積極的に途上国を含めた外国に赴き国際感覚を養うとともに、外から日本の良さを見出すことも重要だと考えられます。

また、外国人旅行者を含め日本語が不自由な外国籍の方などを念頭に、災害が起こった場合の支援体制を充実する必要があります。そのほか、医療や福祉における通訳派遣などの生活支援の充実や日本語の習得に向けた支援、外国につながりのある子どもたちの教育の充実などに取り組むことが重要です。さらに、増加する外国人留学生が卒業(修了)後も神奈川で活動したいと思えるよう情報発信などに取り組んでいく必要があります。

多様な背景、価値観を持つ人々が集まることが新たな価値や活力を生み出す土壌となる ことに着目し、県としても、多文化共生の地域社会づくりに一層取り組んでいく必要があ ります。

⑤文化芸術の振興

東日本大震災からの復興の過程で文化芸術の持つ力が再認識されたほか、日本がめざす文 化芸術立国の姿が明示されるなど、近年、文化行政を取り巻く環境は大きく変化しています。 県においても、地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用や次世代を担う子ども・青少年 の文化芸術活動の充実、国際文化交流の充実、文化芸術事業の発信力の強化、文化芸術の振 興を図るための環境整備の5つを重点施策と位置付け、「文化芸術の「継承」「創造」「発 信」により、人々を引きつける、かながわ」の実現に向けた取組みを進めています。

文化芸術の振興を図ることにより社会にもたらされる効果として、子どもの心豊かな成長や地域社会・経済の活性化などが期待されている一方で、少子化・高齢化や地域コミュニティの衰退などによる後継者不足から、地域の伝統的な文化芸術などの衰退が加速することが懸念されています。

そこで、文化芸術の創造、享受による心豊かな社会の形成や創造的思考力の向上のため、 高齢者や障がい者を含む多様な人々の鑑賞機会や創作活動機会の確保のための環境整備に引き続き取り組んでいく必要があります。特に、豊かな創造力(想像力)、コミュニケーション能力などの育成を通じた心豊かな成長を促進するために、子ども・青少年の文化芸術活動の機会を充実させることが必要です。また、地域に対しより愛着や誇りを感じる機会となりうる地域の伝統的な文化芸術を積極的に保存、継承することで、地域におけるコミュニティの活性化や地域の賑わいづくりにつなげていく必要があります。

(7) 県土・まちづくり

- ① 地域の特性を生かした持続可能な都市づくり
- ② 自然・歴史・文化と調和した県土づくり
- ③ 誰もが住みやすいまちづくり
- ④ インフラの戦略的な維持管理・更新
- ⑤ 新たな交通インフラを踏まえた県土づくり

(7) 県土・まちづくり

①地域の特性を生かした持続可能な都市づくり

国では、国土形成計画(全国計画・2015年8月)において、それぞれの地域が個性を磨き、各地域が連携してイノベーションの創出を促す「対流促進型国土⁴⁸」の形成と、この実現のための国土構造として「コンパクト+ネットワーク」の形成を進めることとしています。こうした国土政策と連携して、県が広域的な視点での都市づくりの基本方向を示すとともに、市町村などが地域の特性を生かして、地域の人口増減や人口規模も考慮した都市づくりを行うことが重要です。神奈川では、人口減少などにより、空き家が増加するなど、都市の空洞化が進行することが懸念されますが、横浜・川崎など人口減少が始まっていない地域と、三浦半島地域や県西地域など人口減少が始まっている地域とで、空き家の増加や生活利便性・交通の効率性の低下などの面で、地域ごとの偏りがさらに明確になっていくとみられます。

そこで、人口減少地域が増加する中であっても、地域が自らの魅力により人をひきつけ、自立した一地域として、持続的に活力のある未来を切り開くため、人口減少に適応した土地利用を進める必要があります。また、生活利便性や生活交通の維持・充実を含めた総合的な交通ネットワークの形成を図るとともに、人口減少地域と人口集中地域がそれぞれの強みを生かして連携し、相乗効果が発揮されるような取組みを進めることが必要です。さらに、道路や鉄道など既存インフラの活用のほか、コミュニティサイクル49や自転車道など環境にやさしい新たなしくみの導入も積極的に進めるとともに、地域経済の発展や、医療・福祉・防災・教育など、県民の豊かなくらしの追求にも目を向け、次の世代に引き継げる持続可能で魅力的な県土を形成していくことが必要です。県は広域的な視点での調整機能を発揮しながら、人口減少社会における都市構造の変化に柔軟に対応できるよう、国が検討する新たなしくみや制度などについても、市町村と検討していくことが必要です。

②自然・歴史・文化と調和した県土づくり

神奈川では、これまでの都市基盤整備の成果により、防災施設の整備も進み一定の安全 安心が確保され、道路や鉄道など交通ネットワークが発達した都市が成立しています。さ らに、新東名高速道路やリニア中央新幹線の整備も着々と進んでいます。しかし、人口減 少社会到来により市街地拡大傾向は終焉を迎えつつあり、都市再編の必要性が高まってい ます。

そこで、都市の再編に当たっては、地域経済の発展や生活利便性・安全安心の維持・確保を前提としつつ、県民や県・市町村が県土本来の自然・歴史・文化を尊重し、既存インフラの活用はもとより地域の歴史や自然、文化資源の保存活用も進め、また、空き地・空き家の利活用にも留意しながら、それらが地域の魅力となるまちづくりを進めていくことが必要です。

^{**} 多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携し生じる、地域間のヒト、モノ、カネ、情報などの双方向の活発な動きである対流が、全国各地でダイナミックに湧き起こる国土のこと

[『] 自治体又は民間事業者が設置する、相互利用可能な複数のサイクルポートからなる、自転車による面的な都市交通システム

③誰もが住みやすいまちづくり

今後も地域で生活する高齢者や外国籍県民などが増加していくことが見込まれます。一方、子育て世代は、より利便性の高い都心部へ転出する傾向もあります。一部地域では都市の空洞化が進行する恐れがあるため、高齢者による医療や福祉インフラへのアクセスに支障が生じることが懸念されます。また、外国籍県民などが公共空間や学校・医療施設などを利用する際や大規模災害発生時に、多言語での対応が必要な場面もより多く生じると考えられます。

そこで、バリアフリーのまちづくりや、地域コミュニティによる共助のしくみづくりに引き続き取り組むことで、高齢者や障がい者をはじめ誰もがさらに住みよいまちづくりを進めることが必要です。また、案内標識、災害対応、地域との共存など、外国籍県民などにもやさしいまちづくり、子どもにもやさしいまちづくりを進める必要があります。さらに、神奈川の良さを生かした子育て環境や、学校施設などの教育基盤整備・再編などにも配慮したまちづくりが必要です。

④インフラの戦略的な維持管理・更新

インフラの老朽化が進行し、更新時期を迎える施設などが急速に増加しており、事故や 災害の発生、防災力の低下に対する危惧が高まっています。また、維持管理や更新にかか るコスト負担の増加ばかりでなく、人口減少、少子化、高齢化の進行が見込まれる中、維 持管理や修繕工事を担う人材の不足も深刻化することが懸念されています。さらに、こう した現象が地域的に偏在してあらわれることについても注意する必要があります。

そこで、老朽化したインフラの更新や維持管理の対応については、求められる役割や機能の変化を踏まえ、必要性自体を再検討し、選択と集中により必要な維持管理を着実に推進することが必要です。また、市町村や地域住民と連携し、インフラを効果的に活用するとともに、維持管理を行う人材確保にも留意しつつ、施設ごとの長寿命化計画に基づく計画的な維持管理や更新を強化していくことが必要です。

⑤新たな交通インフラを踏まえた県土づくり

完全自動運転(レベル5)の実用化が2020年代後半に実現すると見られ、過疎地域や高齢者の交通利便性に劇的な恩恵をもたらす可能性があります。完全自動運転の実用化により、交通事故や渋滞が大幅に減少することが期待されるとともに、運転をしない高齢者や障がい者でも単独乗車が可能となるなど、これまでの交通事情が大幅に改善される可能性があります。これにより、今後ますます増加する高齢者をはじめ、誰もが、既存の公共施設や行政サービスを継続的に利用できるようになるだけでなく、積極的に外出し社会参加につながる可能性があります。また、病院や福祉施設など公共施設の再編においても、立地箇所の制約が軽減されるため、施設の移動や新たな施設の整備負担も軽減される可能性があります。また、2027年には、リニア中央新幹線の開通により、東京圏と中京圏とが一つの巨大な地域となるなど、国際的に見ても稀有なスーパーメガリージョンが誕生します。品川駅と名古屋駅が40分で結ばれることにより、これまで以上に地域間交流が活発化する可能性があるため、県民のビジネススタイルやライフスタイルに多大な影響をもたらすと見込まれます。

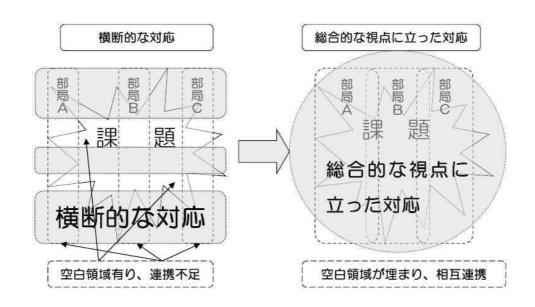
そこで、既存の公共交通インフラのあり方に留意しつつ、こうした技術の進歩や新たな交通システムが県民生活や都市開発・再整備に与える影響を見極め、新たな交通インフラを踏まえた県土づくりを進める必要があります。

3 政策推進に当たっての留意事項

(1)総合的な視点に立った対応

政策課題の解決に当たっては、様々な分野の施策を組み合わせた対応や、複数の局による対応など、「横断的な対応」を図ることが重要です。ただし、単に個々の分野の取組みに横串を通すだけでは真の意味での解決には不十分です。現代の課題は、複雑化・多様化した社会の中で、個々の課題が相互に関連し合い、さらに対応が難しい課題として現れます。例えば、「少子化」という課題は、様々な要因が複合して生じているものであり、各局が、既に実施している関連施策に横串を通したとしても、どこの局も対応していない「空白領域」や、同じ目的の取組みを別の部門が連携せずに行っている「連携不足」があっては、課題の根本的な解決には不十分です。

そこで、解決すべき課題群に対し、まず、関係者全員が俯瞰的な視点から全体像を捉え、司令塔となる機能を持つセクションが総合調整を図りながら、各局が相互関連性や相乗効果を重視しつつ、自らの果たすべき役割を位置づけ、「空白領域」や「連携不足」を限りなく減らしていくことが必要です。



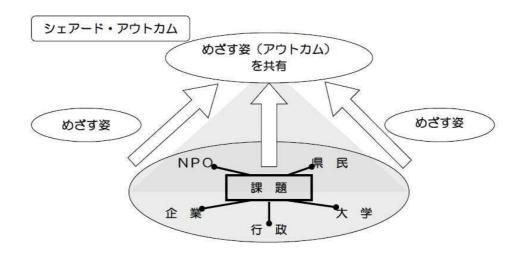
(2) 多様な担い手との連携・協働

地域課題が複雑化・多様化する中で、企業、NPO、県民、大学、行政など多様な主体が強みを生かし協働することで効果的に課題解決を図っていく協働型社会の実現が期待されています。

県ではこれまでも多様な担い手との連携をこれまでも進めてきましたが、引き続き、企業、NPO、県民、大学、行政などがより連携を強化し、効果的に課題解決を図るためには、各主体間がめざすべき方向性をできる限り共有し、取組みを進めることが必要です。

そこで、めざすべき方向性について、行政だけが責任を持つと考えるのではなく、企業、NPO、県民、大学、行政などがアウトカム実現の責任を共有(シェア)していこうという「シェアード・アウトカム (Shared Outcome)」の発想が注目されます。今後は、めざ

すべき方向性について関係者が認識を共有し、また、意思決定にも関与することで、効果 的な役割分担や協働活動を生み出し、より高い目標に向けて多様な担い手が効果的に連携 していくことが必要です。



(3)柔軟な発想による政策展開

近年のAIやIoTなどの技術の進展は加速度を増し、音声認識、人型ロボット、自動車などの自動運転、無人航空機など、様々な新しい技術や製品が開発・実用化されています。また、シェアリングエコノミー⁵⁰の広まりに見られるように、新たなしくみによるサービスも生まれています。これらの新しい技術や製品、サービスの導入は、社会生活の様々な場面でこれまでは難しいと思われていたことが実現する可能性を秘めています。例えば、高齢者の移動手段などの課題に対し、自動車などの自動運転に関する技術や新しいしくみによる配車サービスなどをうまく生かすことができれば、これまで想定していた手段とは別の方法で対処していける可能性もあります。

そこで、政策課題の解決に当たっては、常に、最新の技術革新の動向や新たなしくみに目を配り、それを最大限に活用していくため、既存の考え方に縛られず柔軟な発想で政策を立案・推進する、いわば政策のイノベーションが必要です。



62

⁵⁰ 個人などが保有する活用可能な資産など(スキルや時間などの無形のものを含む。)を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人なども利用可能とする経済活性化活動

(4)国・県・市町村の関係について

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、住民に身近な行政は、できる限り地方自治体で行うことが求められています。地方分権改革については、県においても、国から県、県から市町村への権限移譲や規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)など、数多くの具体的な改革が進められてきました。

また、県域を超えた広域行政課題に適切に対処するため、他の自治体との連携を図るとともに、県内においても広域的な地域活性化を図るため、県がコーディネート役となり市町村と連携した取組みが進められています。

一方、今後、人口減少やグローバル化がより一層進む社会においては、行政に求められる役割、国・県・市町村の関係などについても、これまでの取組みを踏まえつつ、社会環境の変化に合わせた見直しが必要となってきます。

そのため、地域の実情や住民ニーズを的確に把握し、どのような単位で施策を展開することが最も住民福祉の向上に資するのか、既定の権限の範囲を超えて大局的に検討し、そのうえで、適切な国・県・市町村の関係を築いていく必要があります。

①県と基礎自治体との関係

人口減少や高齢化による人口構造の変化により基礎自治体である市町村は従来と異なる 自治体運営が求められています。これまでは「基礎自治体優先」の考え方に基づき、国や 県から積極的に事務・権限が移譲されてきましたが、今後はより一層、基礎自治体ごとの 特徴や課題を踏まえたうえで、地域性や業務効率などを考慮し、事務・権限の移譲を行う 必要があります。

また、県は基礎自治体との間の役割分担を踏まえて事務・権限を精査し、現在の社会環境に即していない事務においては広域的な対応を支援するとともに、基礎自治体の執行能力向上に資するような専門的支援や情報面での支援などに努める必要があります。

多様化・複雑化する社会問題の解決に当たっては、住民と直接的な関わり合いの深い基礎自治体の役割がますます重要となってきます。県は、基礎自治体とどのように連携して課題に対応していくのか根本に立ち返って検討するとともに、基礎自治体が広域自治体である県に求める役割を的確に把握し、政策に生かしていく必要があります。

②県と指定都市との関係

指定都市は、事務配分、関与、行政組織、財政などにおいて、一般市とは異なる特例が 定められております。神奈川県は全国で唯一、横浜市、川崎市、相模原市と3つの指定都 市を有する広域自治体であり、指定都市とどのような連携、役割分担で課題に臨むかは、 大変重要な問題です。

それぞれの指定都市が独自の特色を生かせるようにするとともに、県による全県的な施 策では効果的に連携して取組みが進められるよう情報交換や意見交換に努めていくことが 重要です。

③県と国との関係

県と国の権限事務においても、県と市町村との関係と同様に社会環境に対応した再整理 が必要と考えられます。

また、真に地方が自主的・自立的な行財政運営ができるよう、まず、地方と国における、 仕事量と税源のギャップを解消することが必要であり、国に税源移譲を求めていくことも 必要です。

4 今後さらに検討すべき課題

(1)証拠に基づく政策立案(EBPM)

経済・社会構造が急速に変化する中、限られた予算・資源を有効に活用しながら県民により信頼される行政を展開するためには、証拠に基づく政策立案 (EBPM: Evidence Based Policy Making) を推進する必要があります。

また、エビデンス⁵¹の活用は、評価に基づき政策運営の改善を図る政策のマネジメント・サイクル (PDCAサイクル) にも組み入れられることが重要であり、政策の目的や必要性は何か、ロジックモデルで示される因果関係が明確かつ適正か、それらは統計データなど客観的な証拠となるエビデンスに基づいているか、などに留意して政策を展開する必要があります。

さらに、エビデンスを政策に活用するためには、行政が把握する統計データや企業が保有するビックデータなどを重層的に分析し、課題を発見、解決する能力のある人材が不可欠です。より県民の利益にかなう効果的、効率的な政策形成を行うため、客観的な証拠となるエビデンスを活用した政策立案について検討していく必要があります。

(2)評価のあり方

政策評価に当たっては、数値目標や重要業績評価指標(KPI)などを定めて進捗管理を行うことが一般的となっています。数値目標や指標の設定に当たっては、政策の効果を測るうえで最も適切な項目や水準について、政策立案と併せて慎重に検討することが必要です。

一方、数値目標などの定量的な指標だけでなく、数値に現れない定性的な取組みなどに ついて振り返りを行い、総合的に評価をすることも必要です。

なお、政策の最終目標に近づくほど県の政策だけでは実現できず、様々な外的要因による影響が大きくなります。また、単年度ごとの評価に馴染まない側面もあります。そこで、評価のあり方について検討していく必要があります。

(3) 政策分野・政策体系の検証

「かながわグランドデザイン」では、主要施策を「エネルギー・環境」「安全・安心」「産業・労働」「健康・福祉」「教育・子育て」「県民生活」「県土・まちづくり」という7つの政策分野に体系化して取組みが進められています。一方、経済・社会環境は急速に変化しており、そうした中でも課題を的確にとらえ効果的・効率的に対応するための、政策体系を構築することが重要です。その際、県のめざすべき方向性について企業、NPO、県民、大学などと認識を共有してくために、分かりやすさという視点も大切です。

本報告書で示した「新たな政策課題を検討するに当たっての視点」などを踏まえ、政策 分野・政策体系について検討していくことが必要です。

⁵¹ 客観的証拠

(4) 財政の制約

地方財政は国家財政や社会経済環境と密接に関係しており長期的な見通しを立てることは困難ですが、人口減少が進む一方、高齢化による介護・医療関係費の増加などにより歳 出は増加傾向にあり、厳しい財政状況が続くことが見込まれます。こうした中で、今後も、 基礎自治体による創意工夫がこれまで以上に必要となってくると考えられます。

そこで、地域の魅力や資源を生かして人や企業を呼び込むことで歳入増を図ることや、 寄附、命名権(ネーミングライツ)などの税外収入についても積極的に取り入れる必要が あります。また、行政と民間及び資金提供者などが連携して社会問題の解決をめざす成果 志向の取組みであるSIB(Social Impact Bond)や不特定多数の資金提供者が財源の提 供や協力などを行うクラウドファンディングなど、新しい協働・資金調達手法についても 積極的に活用する必要があります。

さらに、企業、NPO、県民、大学、行政などが協働・連携し、効果的、効率的に政策を推進する必要があります。そこで、財政の制約も踏まえた政策のあり方について検討していく必要があります。

(5) 県民参加のあり方

計画を策定する際には、広く県民から意見を募ることとしています。また、政策を立案し、推進していくには、県民はもとより、企業、NPO、大学など社会課題の解決に向けて独自に取り組む多様な主体の意見も政策形成段階から取り入れ、ともにめざす姿を定め取り組んでいく必要があります。

そこで、これまでの取組みも踏まえ、意見募集の方法、意見交換の効果的な手法などについて検討し、多くの意見を募る必要があります。また、県の政策がより県民に身近なものとなるよう、広報の工夫などについても検討していく必要があります。